

議案第1号

和歌山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
和歌山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月15日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

和歌山市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア（ア）中「という。」（「」の次に「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、」を加え、「2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

（ア）その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（イ）その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウを削る。

第2条の3第3号ア及びイ以外の部分を次のように改める。

1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときにあつてはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）  
当該子の1歳6か月到達日

第2条の3第3号イを同号ウとし、同号ア中「（当該非常勤職員が）」の次に「前号に掲げる場合に該当して」を、「（当該配偶者が）」の次に「同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して」を加え、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場

合に該当してする配偶者育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して配偶者育児休業をする場合にあっては、当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4各号列記以外の部分を次のように改める。

育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときにあつては第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

第2条の4中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

（1）当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して配偶者育児休業をする場合にあっては、当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

（4）当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に改め、「育児休業に係る子について、当該」を削り、「特定職に引き続き」を「引き続き特定職に」に、「当該任期の末日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に、「引き続き採用される日」を「採用の日」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、57日間とする。

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第11条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

議案第2号

令和4年度和歌山市一般会計補正予算(第4号)

令和4年度和歌山市一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,828,019千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ153,270,479千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年9月15日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

## 歳入歳出予算補正（第4号）

## 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10	地方特例交付金	336,000	74,751	410,751
	1 地方特例交付金	336,000	74,751	410,751
11	地方交付税	13,010,000	1,256,483	14,266,483
	1 地方交付税	13,010,000	1,256,483	14,266,483
15	国庫支出金	35,705,596	3,922,210	39,627,806
	1 国庫負担金	24,567,039	548,416	25,115,455
	2 国庫補助金	3,252,551	3,260,466	6,513,017
	3 国庫交付金	7,871,103	107,095	7,978,198
	4 国庫委託金	14,903	6,233	21,136
16	県支出金	11,281,303	44,572	11,325,875
	2 県補助金	2,383,502	8,775	2,392,277
	3 県交付金	697,852	35,797	733,649
19	繰入金	2,300,289	△443,233	1,857,056
	1 基金繰入金	2,155,921	△443,233	1,712,688
21	諸収入	2,942,539	334,136	3,276,675
	7 雑収入	1,120,759	334,136	1,454,895
22	市債	8,334,000	△360,900	7,973,100
	1 市債	8,334,000	△360,900	7,973,100
歳入合計		148,442,460	4,828,019	153,270,479

## 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2	総務費	12,002,798	116,841	12,119,639
	1 総務管理費	7,478,013	74,560	7,552,573
	3 市民生活費	565,632	2,216	567,848
	7 文化スポーツ費	1,029,029	40,065	1,069,094
3	民生費	71,159,425	3,365,990	74,525,415
	1 社会福祉費	28,686,859	3,320,763	32,007,622
	2 生活保護費	17,887,751	339	17,888,090
	3 児童福祉費	20,348,368	40,544	20,388,912
	6 市民福祉費	496,722	4,344	501,066
4	衛生費	10,656,890	788,951	11,445,841
	1 保健衛生費	5,715,812	719,527	6,435,339
	2 清掃費	4,469,455	69,424	4,538,879
6	商工費	5,578,509	21,604	5,600,113
	1 商工費	4,555,232	13,705	4,568,937
	2 観光費	1,023,277	7,899	1,031,176
7	土木費	9,219,338	211,212	9,430,550
	1 土木管理費	952,597	3,099	955,696
	2 道路橋梁費	3,018,952	89,224	3,108,176
	4 都市計画費	753,915	98,700	852,615
	7 下水道費	299,668	5,826	305,494
	8 住宅費	2,142,737	14,363	2,157,100
8	消防費	4,646,799	11,453	4,658,252
	1 消防費	4,646,799	11,453	4,658,252
9	教育費	8,684,593	311,968	8,996,561
	1 教育総務費	2,120,171	10,094	2,130,265
	2 小学校費	2,096,767	161,201	2,257,968
	3 中学校費	747,967	54,188	802,155
	4 高等学校費	652,322	8,535	660,857
	5 幼稚園費	489,460	8,916	498,376

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	6 社会教育費	2,028,973	65,450	2,094,423
	7 保健体育費	548,933	3,584	552,517
歳出	合計	148,442,460	4,828,019	153,270,479

第2表

債務負担行為補正

1 追加 (単位 千円)

事項	期間	限度額
障害児者相談支援事業	令和5年度	24,000
合	計	24,000

(単位 千円)

事項	期間	限度額
基幹相談支援センター等機能強化事業	令和5年度	30,000
合	計	30,000

(単位 千円)

事項	期間	限度額
電気自動車等購入事業	令和5年度	3,309
合	計	3,309

(単位 千円)

事項	期間	限度額
小学校給食民間委託事業	令和5年度 } 令和7年度	511,566
合	計	511,566

(単位 千円)

事項	期間	限度額
若竹学級運営委託事業	令和5年度 } 令和7年度	1,509,720
合	計	1,509,720

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
学校給食第一共同調理場調理等業務委託	令和5年度 } 令和7年度	103,731
合 計		103,731

第3表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
介護施設整備事業	4,900	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入については、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
都市再生整備事業	48,300	〃	〃	〃
計	53,200			

2 変 更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
道路施設改善事業	157,200	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入については、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	293,700	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入については、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
コミュニティセンター整備事業	21,600	〃	〃	〃	46,000	〃	〃	〃
臨時財政対策債	4,007,000	〃	〃	〃	3,492,000	〃	〃	〃
計	8,394,000				7,919,900			

議案第3号

令和4年度和歌山市卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)

令和4年度和歌山市卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ87,100千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ723,914千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和4年9月15日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正(第1号)

歳入		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		171,610	13,705	185,315
	1 一般会計繰入金	171,610	13,705	185,315
4 諸収入		111,428	73,395	184,823
	1 雑入	111,428	73,395	184,823
歳入合計		636,814	87,100	723,914

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 卸売市場費		558,237	87,100	645,337
	1 卸売市場費	558,237	87,100	645,337
歳出合計		636,814	87,100	723,914

第2表

債務負担行為補正

1 追加	事 項	期 間	限 度 額
	中央卸売市場整備事業	令和5年度 令和6年度	5,000
	合 計		5,000

(単位 千円)

議案第4号

職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について  
職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のように定める。

令和4年9月15日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例  
(職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第24号)の一部を次のように改正する。  
第1条中「」第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3を「。以下「法」とい  
う。」第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、  
第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改める。  
第3条を次のように改める。

(定年)

第3条 職員の定年は、年齢65年とする。ただし、医療業務に従事する医師の定年は、年齢  
70年とする。

第4条第1項から第4項までを次のように改める。

任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、  
次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職  
日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日にお  
いて従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9  
条の規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項にお  
いて同じ。)(同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長し  
た職員であって、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下同じ。  
)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長  
した場合に限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の  
末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職に  
より生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職により  
生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるた  
め、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、  
前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1



年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなると認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

第5条の次に次の9条を加える。

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職（医療業務に従事する医師が占める職を除く。）とする。

- (1) 和歌山市職員給与条例（昭和26年条例第7号。以下「給与条例」という。）第21条第1項及び和歌山市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年条例第23号）第3条の2に規定する管理職手当を支給される職員の職
- (2) 給与条例第4条第1項第1号に規定する行政職給料表の適用を受ける職でその等級が6級以上であるもの（前号に規定する職を除く。）
- (3) 給与条例第4条第1項第3号に規定する消防職給料表の適用を受ける職でその等級が7級以上であるもの（第1号に規定する職を除く。）
- (4) 給与条例第4条第1項第5号に規定する福祉保健職給料表の適用を受ける職でその等級が5級以上であるもの（第1号に規定する職を除く。）
- (5) 和歌山市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第3条第1項の規定により定められた給料表であって別に定める給料表の適用を受ける職であって別に定めるもの（第1号に規定する職を除く。）

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果、勤務の状況、職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する

標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、併せて当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等をする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この条から第11条までにおいて同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
  - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
  - (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占め

る管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務

の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（法第22条の5第1項又は第2項に規定する組合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

（雑則）

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の4項を加える。

（定年に関する経過措置）

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条本文の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条本文中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年条例第 号。以下この項から第6項までにおいて「令和4年改正条例」という。）第1条の規定による改正前の第3条第2号に掲げる職員であって、第3条本文の規定を適用する職員については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条本文中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

5 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、令和4年改正条例第1条の規定による改正前の第3条第1号に掲げる職員に対する第3条ただし書の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条ただし書中「70年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	66年
-----------------------	-----

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	67年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	68年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	69年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 6 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに第3条ただし書及び令和4年改正条例第1条の規定による改正前の第3条第1号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年（同条第2号に掲げる職員にあっては、同号に定める年齢とする。以下この項において同じ。）に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(和歌山市職員給与条例の一部改正)

第2条 和歌山市職員給与条例（昭和26年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第6号を削る。

第5条第4項及び第6項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第10項を次のように改める。

10 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する等級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

第5条第11項を削る。

第12条第1項第1号中「以下」の次に「この項及び次項において」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号本文中「その者」を「当該職員」に改め、「相当する額（以下）の次に「この号において」を加え、同号ただし書中「以下」

の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改める。

第15条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第22条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第26条第2項中「第26条の4」を「第26条の4第2項各号」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第26条の4第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第26条の5第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項中「の定める」を「で定める」に改める。

第26条の6中「第9条」を「第5条第2項から第9項まで、第9条」に改め、「第11条まで」の次に「、第11条の2第3項」を加え、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の8項を加える。

3 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年条例第 号）第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第24号）（次項第2号において「令和5年旧職員定年条例」という。）第3条第2号に掲げる職員に相当する職員にあつては、63歳）に達した日以後における最初の4月1日（附則第5項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第1項の規定により当該職員の属する等級並びに同条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

4 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 令和5年旧職員定年条例第3条第1号に掲げる職員に相当する職員
- (3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する

異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条第6条に規定する職を占める職員

- (4) 職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する職員
- (5) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- 5 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第7項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第3項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第3項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 6 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第1項の規定により当該職員の属する等級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第1項の規定により当該職員の属する等級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 7 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第3項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第5項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 8 附則第5項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第3項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 9 附則第5項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第26条第5項（第26条の4第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第26条第5項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第5項、第7項又は第8項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 10 附則第3項から前項までに定めるもののほか、附則第3項の規定による給料月額、附則

第5項の規定による給料その他附則第3項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1から別表第6までを次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	等級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	458,400	
2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500	461,500	
3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000	464,500	
4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400	467,500	
5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300	470,500	
6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600	473,500	
7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700	476,500	
8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	
9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	
10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	
11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	
12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	
13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	
14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	
15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	
16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	
17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	
18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	
19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	
20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	
21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	
22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	

25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		

57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100			
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400			
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000			
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300			
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600			
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900			
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100			
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400			
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700			
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000			
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200			
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500			
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800			
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000			
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200			
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500			
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800			
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000			
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200			
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500			
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800			
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000			
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200			
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300				
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600				
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800				

89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000
94		294,900	342,600		
95		295,200	343,100		
96		295,600	343,500		
97		295,800	343,700		
98		296,100	344,100		
99		296,500	344,500		
100		296,900	344,800		
101		297,100	345,100		
102		297,400	345,500		
103		297,800	345,900		
104		298,100	346,300		
105		298,300	346,800		
106		298,600	347,200		
107		299,000	347,600		
108		299,300	348,000		
109		299,500	348,500		
110		299,900	348,900		
111		300,300	349,200		
112		300,600	349,500		
113		300,800	350,000		
114		301,000			
115		301,300			
116		301,700			
117		301,900			
118		302,100			
119		302,400			
120		302,700			

121		303,100							
122		303,300							
123		303,600							
124		303,900							
125		304,200							
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 (第4条関係)

教育職給料表(1)

職員の区分	等級 号給	1級	2級	3級	4級
		円	円	円	円
	1	160,000	204,000	331,100	416,900
	2	161,500	205,700	333,300	418,700
	3	163,000	207,300	335,400	420,500
	4	164,500	209,000	337,400	422,200
	5	166,100	210,800	339,600	423,700
	6	168,000	212,400	341,500	425,200
	7	169,800	214,100	343,700	427,100
	8	171,600	215,700	345,800	429,000
	9	173,300	217,500	347,500	430,800
	10	175,400	219,400	349,600	432,600
	11	177,400	221,300	351,700	434,500
	12	179,400	223,200	353,800	436,300
	13	181,300	224,700	355,900	438,000
	14	183,500	226,700	357,900	439,900
	15	185,700	228,700	359,900	441,700
	16	187,900	230,700	361,900	443,600

17	190,100	232,500	363,500	445,300
18	192,700	235,200	365,400	447,100
19	195,200	237,900	367,200	448,900
20	197,700	240,600	369,200	450,700
21	200,200	243,200	370,800	452,300
22	201,900	246,000	372,700	454,000
23	203,600	248,600	374,500	455,900
24	205,300	251,300	376,400	457,600
25	206,800	253,800	377,700	459,300
26	208,300	256,200	379,500	460,900
27	210,000	258,700	381,300	462,500
28	211,600	261,000	383,200	464,000
29	213,100	263,600	385,000	465,500
30	214,800	266,000	386,900	466,800
31	216,500	268,200	388,800	468,100
32	218,200	270,400	390,800	469,400
33	219,600	272,500	392,500	470,600
34	221,400	274,700	394,200	471,300
35	223,200	276,900	395,800	472,000
36	225,000	278,800	397,600	472,700
37	226,500	281,100	398,800	473,300
38	228,300	283,000	400,300	
39	230,100	284,900	401,700	
40	231,900	286,900	403,100	
41	233,600	288,600	404,800	
42	235,300	290,900	406,200	
43	236,900	293,200	407,500	
44	238,500	295,700	409,000	
45	239,900	297,700	410,600	
46	241,200	300,100	411,900	
47	242,500	302,300	413,400	
48	243,700	304,900	415,000	

49	245,100	307,200	416,700
50	246,600	309,600	418,100
51	247,800	311,900	419,700
52	249,300	314,100	421,200
53	250,400	316,300	422,900
54	251,600	318,300	424,400
55	253,000	320,300	426,000
56	254,000	322,300	427,600
57	255,300	324,200	429,100
58	256,300	326,300	430,600
59	257,400	328,400	431,800
60	258,600	330,400	433,000
61	259,900	332,500	434,200
62	260,900	334,600	435,500
63	262,300	336,800	436,800
64	263,400	339,000	438,000
65	264,700	340,700	439,200
66	266,100	342,900	440,400
67	267,500	344,900	441,600
68	269,100	347,100	442,800
69	270,500	348,900	444,000
70	271,800	350,800	445,200
71	273,100	352,800	446,400
72	274,400	354,800	447,600
73	275,500	356,400	448,700
74	276,700	358,300	449,300
75	278,000	360,100	449,800
76	279,000	362,000	450,300
77	280,200	363,800	450,800
78	281,400	365,500	
79	282,600	367,200	
80	283,800	368,800	

定年  
前再  
任用  
短時  
間勤  
務職  
員以  
外の

職員							
81	284,900	370,300			113	315,400	405,800
82	286,100	371,800			114	315,800	406,500
83	287,300	373,300			115	316,300	407,200
84	288,500	374,700			116	316,800	407,900
85	289,500	375,800			117	317,400	408,500
86	290,600	377,200			118	317,900	409,000
87	291,600	378,600			119	318,300	409,400
88	292,800	379,900			120	318,800	409,800
89	293,900	381,200			121	319,300	410,200
90	295,000	382,500			122	319,700	410,500
91	296,200	383,700			123	320,200	410,800
92	297,400	385,000			124	320,700	411,000
93	297,900	386,300			125	321,300	411,200
94	298,900	387,400			126	321,600	411,500
95	300,000	388,700			127	321,900	411,800
96	301,200	389,900			128	322,200	412,000
97	302,200	391,300			129	322,400	412,200
98	303,300	392,300			130	322,700	412,500
99	304,300	393,400			131	323,000	412,800
100	305,400	394,400			132	323,300	413,000
101	306,300	395,300			133	323,500	413,200
102	307,400	396,300			134	323,700	413,500
103	308,500	397,400			135	323,900	413,800
104	309,500	398,500			136	324,200	414,000
105	310,100	399,200			137	324,500	414,200
106	311,000	400,100			138	324,700	414,500
107	311,800	401,000			139	325,000	414,800
108	312,600	401,900			140	325,300	415,000
109	313,500	402,700			141	325,500	415,200
110	313,900	403,600			142	325,700	415,500
111	314,300	404,400			143	326,000	415,800
112	314,800	405,200			144	326,200	416,000



	145	326,500	416,200		
	146	326,700			
	147	327,000			
	148	327,300			
	149	327,500			
	150	327,700			
	151	328,000			
	152	328,300			
	153	328,500			
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円
		234,000	274,300	331,100	415,200

備考

- この表は、高等学校に勤務する校長及び教員に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その等級が3級である職員で規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

教育職給料表(2)

職員の区分	等級 号給	等級		
		1級	2級	3級
		円	円	円
	1	160,000	175,800	293,000
	2	161,500	177,900	295,600
	3	163,000	180,000	298,500
	4	164,500	182,200	300,900
	5	166,100	184,200	303,400
	6	168,000	186,400	305,700
	7	169,800	188,600	308,000
	8	171,600	190,800	310,400
	9	173,300	193,000	312,800

10	175,400	195,800	315,200
11	177,400	198,500	317,900
12	179,400	201,200	320,800
13	181,300	204,000	323,200
14	183,500	205,700	325,100
15	185,700	207,300	327,000
16	187,900	209,000	329,100
17	190,100	210,800	331,100
18	192,700	212,400	333,300
19	195,200	214,100	335,400
20	197,700	215,700	337,400
21	200,200	217,500	339,600
22	201,900	219,400	341,500
23	203,600	221,300	343,700
24	205,300	223,200	345,800
25	206,800	224,700	347,500
26	208,200	226,700	349,300
27	209,800	228,700	351,200
28	211,300	230,700	353,100
29	213,000	232,500	354,900
30	214,700	235,200	356,700
31	216,400	237,900	358,400
32	218,100	240,600	360,300
33	219,400	243,200	361,600
34	221,100	246,000	363,300
35	222,800	248,600	364,800
36	224,500	251,300	366,600
37	225,900	253,800	368,500
38	227,600	256,200	370,000
39	229,300	258,700	371,300
40	231,000	261,000	372,900
41	232,600	263,600	374,000

42	234,300	266,000	375,400		74	274,900	334,600	415,500
43	235,900	268,200	376,800		75	276,100	336,800	416,200
44	237,500	270,400	378,300		76	277,100	339,000	416,700
45	239,200	272,500	379,700		77	278,300	340,700	417,000
46	240,700	274,700	381,300		78	279,400	342,600	417,400
47	242,000	276,900	382,900		79	280,600	344,300	417,800
48	243,400	278,800	384,400		80	281,800	346,100	418,200
49	244,600	281,100	385,800		81	283,000	347,900	418,500
50	246,000	283,000	387,300		82	283,900	349,700	418,900
51	247,400	284,900	388,800		83	285,100	351,100	419,300
52	248,600	286,900	390,200		84	286,300	352,900	419,600
53	249,700	288,600	391,400		85	287,200	354,100	419,900
54	251,100	290,900	392,700		86	288,100	355,700	420,300
55	252,300	293,200	393,800		87	288,800	357,200	420,700
56	253,300	295,700	394,900		88	289,800	358,700	421,000
57	254,500	297,700	396,300		89	290,800	360,000	421,300
58	255,700	300,100	397,500		90	291,700	361,300	421,600
59	256,800	302,300	398,700		91	292,600	362,700	421,900
60	258,000	304,900	400,000		92	293,400	364,100	422,100
61	259,400	307,200	401,200		93	293,700	365,600	422,300
62	260,200	309,600	402,200		94	294,400	366,900	
63	261,400	311,900	403,600		95	295,100	368,200	
64	262,300	314,100	404,900		96	295,900	369,400	
65	263,300	316,300	406,100		97	296,700	370,400	
66	264,700	318,300	407,200		98	297,500	371,400	
67	265,800	320,300	408,400		99	298,300	372,400	
68	267,100	322,300	409,500		100	299,000	373,400	
69	268,700	324,200	410,500		101	299,900	374,300	
70	270,200	326,300	411,700		102	300,400	375,300	
71	271,500	328,400	412,900		103	300,900	376,300	
72	272,900	330,400	414,100		104	301,400	377,300	
73	273,900	332,500	414,700		105	301,600	378,100	

定年  
前再  
任用  
短時  
間勤  
務職  
員以  
外の  
職員

106	302,000	379,000
107	302,300	379,900
108	302,500	380,900
109	302,700	381,700
110	302,900	382,700
111	303,200	383,700
112	303,500	384,700
113	303,700	385,300
114	303,900	386,200
115	304,100	387,100
116	304,400	388,000
117	304,700	388,800
118	305,000	389,500
119	305,300	390,300
120	305,600	391,100
121	305,800	391,700
122	306,000	392,500
123	306,200	393,200
124	306,500	393,900
125	306,800	394,500
126		395,200
127		395,700
128		396,300
129		397,000
130		397,600
131		398,100
132		398,600
133		398,900
134		399,200
135		399,500
136		399,800
137		400,100

138		400,400	
139		400,700	
140		401,000	
141		401,300	
142		401,600	
143		401,900	
144		402,200	
145		402,400	
146		402,700	
147		403,000	
148		403,200	
149		403,400	
150		403,700	
151		404,000	
152		404,200	
153		404,400	
154		404,700	
155		405,000	
156		405,200	
157		405,400	
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円
	225,200	271,100	324,400

備考 この表は、専門教育職員に適用する。

教育職給料表（3）

職員 の区 分	等級 号給	1 級	2 級	3 級
		円	円	円
	1	159,400	175,100	290,400

2	160,900	177,200	298,000	34	219,800	244,200	361,500
3	162,400	179,300	295,600	35	221,400	246,900	363,200
4	163,900	181,400	298,100	36	223,000	249,600	365,000
5	165,400	183,400	300,700	37	224,600	252,100	366,800
6	167,200	185,600	303,000	38	226,300	254,500	368,200
7	169,000	187,800	305,400	39	228,000	257,000	369,600
8	170,800	190,000	307,800	40	229,600	259,500	371,100
9	172,500	192,100	310,100	41	231,200	261,800	372,500
10	174,500	194,900	312,700	42	232,800	264,000	374,000
11	176,500	197,700	315,300	43	234,400	266,200	375,500
12	178,500	200,500	318,000	44	236,000	268,400	377,000
13	180,500	203,000	320,500	45	237,700	270,600	378,400
14	182,700	204,700	322,600	46	239,100	272,800	380,000
15	184,900	206,300	324,700	47	240,400	275,000	381,600
16	187,100	208,000	326,700	48	241,800	277,000	383,100
17	189,200	209,600	328,500	49	243,000	279,000	384,600
18	191,700	211,200	330,700	50	244,300	280,700	386,100
19	194,200	212,900	332,900	51	245,500	282,500	387,500
20	196,700	214,600	335,100	52	246,800	284,300	388,900
21	199,200	216,200	337,100	53	248,000	286,100	390,300
22	200,800	218,000	339,100	54	249,200	288,300	391,600
23	202,400	219,800	341,100	55	250,400	290,600	392,900
24	204,000	221,600	343,200	56	251,500	292,900	394,200
25	205,700	223,300	345,200	57	252,700	295,100	395,400
26	207,200	225,300	347,100	58	253,900	297,500	396,700
27	208,700	227,300	349,000	59	255,100	299,900	398,000
28	210,300	229,300	350,900	60	256,300	302,300	399,300
29	211,900	231,000	352,800	61	257,500	304,500	400,500
30	213,500	233,700	354,600	62	258,400	306,800	401,800
31	215,100	236,400	356,400	63	259,400	309,000	403,100
32	216,700	239,100	358,200	64	260,400	311,200	404,300
33	218,200	241,600	359,700	65	261,300	313,400	405,500

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	66	262,600	315,300	406,700
	67	264,000	317,300	407,900
	68	265,300	319,300	409,000
	69	266,600	321,100	410,100
	70	268,000	323,200	411,200
	71	269,300	325,200	412,300
	72	270,600	327,300	413,400
	73	271,700	329,300	414,400
	74	272,800	331,400	415,000
	75	274,000	333,500	415,600
	76	275,100	335,600	416,200
	77	276,000	337,400	416,800
	78	277,200	339,200	417,200
	79	278,400	340,900	417,600
	80	279,600	342,700	418,000
	81	280,600	344,500	418,500
	82	281,700	346,100	418,900
	83	282,800	347,600	419,300
	84	283,800	349,200	419,600
	85	284,700	350,600	419,900
86	285,600	352,100	420,300	
87	286,500	353,600	420,700	
88	287,400	355,100	421,000	
89	288,200	356,400	421,300	
90	289,000	357,800	421,600	
91	289,800	359,200	421,900	
92	290,500	360,600	422,100	
93	291,000	361,900	422,300	
94	291,700	363,100		
95	292,500	364,300		
96	293,200	365,500		
97	293,900	366,500		

98	294,700	367,400
99	295,500	368,300
100	296,300	369,300
101	297,100	370,200
102	297,500	371,100
103	297,900	372,000
104	298,300	372,900
105	298,700	373,800
106	299,000	374,700
107	299,200	375,600
108	299,400	376,400
109	299,700	377,200
110	300,000	378,100
111	300,300	379,000
112	300,500	379,800
113	300,700	380,600
114	301,000	381,400
115	301,200	382,200
116	301,500	383,100
117	301,700	383,900
118	302,000	384,600
119	302,300	385,300
120	302,500	386,000
121	302,800	386,700
122	303,100	387,400
123	303,300	388,100
124	303,500	388,700
125	303,800	389,300
126		389,900
127		390,500
128		391,100
129		391,600

130	392,000									
131	392,400									
132	392,800									
133	393,300									
134	393,600									
135	393,900									
136	394,200									
137	394,500									
138	394,800									
139	395,100									
140	395,400									
141	395,700									
142	396,000									
143	396,300									
144	396,600									
145	396,800									
146	397,100									
147	397,400									
148	397,600									
149	397,800									
150	398,000									
151	398,200									
152	398,400									
153	398,600									
154	398,800									
155	399,000									
156	399,200									
157	399,400									
定年前再任用短時間勤	<table border="1"> <tr> <td>基準 給料月額</td> <td>基準 給料月額</td> <td>基準 給料月額</td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>223,600</td> <td>268,500</td> <td>323,100</td> </tr> </table>	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	円	円	円	223,600	268,500	323,100
基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額								
円	円	円								
223,600	268,500	323,100								

務職員			
-----	--	--	--

備考

- この表は、幼稚園に勤務する園長及び教員に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その等級が3級である職員で規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3（第4条関係）

消防職給料表

職員の区分	等級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	169,900	185,600	211,600	251,300	294,300	320,200	347,600	362,900	408,100	458,400
	2	171,600	187,300	213,600	253,100	296,100	322,400	349,800	365,500	410,500	461,500
	3	173,400	189,100	215,600	254,900	298,200	324,500	352,100	367,900	413,000	464,500
	4	175,100	190,900	217,600	256,700	300,500	326,500	354,300	370,500	415,400	467,500
	5	176,500	192,700	219,600	258,400	302,200	328,700	356,300	372,400	417,300	470,500
	6	178,400	195,000	221,400	260,200	304,300	330,600	358,400	374,900	419,600	473,500
	7	180,200	197,300	223,400	261,800	306,300	332,800	360,600	377,200	421,700	476,500
	8	182,100	199,600	225,300	263,500	308,400	334,800	362,800	379,700	423,900	479,600
	9	183,700	201,600	227,400	264,800	310,300	336,500	364,500	382,100	425,900	482,300
	10	185,400	204,200	229,200	266,400	312,500	338,800	366,700	384,800	428,000	485,400
	11	187,100	206,700	231,000	267,700	314,600	341,000	368,700	387,400	430,100	488,400
	12	188,800	209,200	232,800	269,000	316,600	343,300	370,900	390,100	432,200	491,500
	13	190,600	211,400	234,600	270,400	318,700	345,300	372,700	392,500	433,900	494,200
	14	192,700	213,200	236,500	271,800	320,700	347,400	374,800	394,800	435,700	496,500
	15	194,800	215,000	238,400	272,900	322,800	349,600	376,800	397,000	437,700	498,800
	16	196,900	216,800	240,300	274,200	324,800	351,700	378,900	399,400	439,700	501,100
	17	199,000	218,700	241,800	274,900	326,500	353,700	380,500	401,200	441,600	503,200
	18	201,400	220,400	243,600	276,300	328,800	355,700	382,500	403,200	443,400	504,600
	19	203,800	222,300	245,400	277,700	330,900	357,700	384,400	405,100	445,200	506,100
	20	206,200	224,100	247,200	279,000	333,200	359,800	386,400	406,900	446,900	507,500
	21	208,600	225,800	248,800	280,300	335,100	361,500	388,100	408,800	448,700	508,700
	22	210,400	227,600	250,200	281,500	337,100	363,500	390,200	410,600	450,200	510,100

23	212,100	229,400	251,400	282,800	339,200	365,300	392,300	412,400	451,600	511,600
24	213,900	231,200	252,700	284,300	341,200	367,400	394,300	414,300	453,100	513,100
25	215,800	232,800	254,000	285,500	343,100	369,100	396,000	416,100	454,500	514,200
26	217,500	234,500	255,200	287,200	345,200	371,100	398,000	417,600	455,800	515,300
27	219,300	236,200	256,500	289,200	347,100	373,100	400,100	419,100	457,100	516,500
28	221,000	237,900	257,700	291,200	349,100	375,100	402,200	420,700	458,300	517,700
29	222,900	239,100	258,800	293,100	350,900	376,900	403,700	422,300	459,300	518,700
30	224,700	240,900	259,900	295,000	353,000	379,000	405,500	423,600	460,000	519,600
31	226,500	242,700	261,100	296,700	354,800	381,100	407,200	424,900	460,800	520,500
32	228,300	244,500	262,200	298,500	356,900	383,100	408,900	426,100	461,500	521,400
33	229,900	245,900	262,700	300,200	358,300	385,000	410,600	427,300	462,200	522,200
34	231,600	247,400	263,900	301,900	360,300	387,100	412,100	428,600	463,000	523,100
35	233,300	248,700	265,000	303,700	362,200	389,200	413,700	429,900	463,700	523,800
36	235,000	250,100	266,000	305,400	364,300	391,100	415,200	431,100	464,300	524,300
37	236,200	251,400	266,800	307,200	366,200	392,800	416,500	432,300	464,800	525,000
38	238,000	252,700	268,000	308,800	368,300	394,300	418,000	433,100	465,400	525,600
39	239,800	253,900	269,000	310,600	370,300	395,600	419,500	433,900	466,000	526,400
40	241,600	255,100	270,000	312,100	372,300	397,000	421,000	434,700	466,600	527,000
41	243,000	256,200	271,200	313,800	374,300	398,200	422,500	435,300	467,100	527,500
42	244,400	257,400	272,400	315,600	376,400	399,300	423,800	436,000	467,600	
43	245,700	258,400	273,700	317,500	378,500	400,300	425,100	436,700	468,000	
44	246,900	259,500	274,900	319,400	380,500	401,300	426,300	437,400	468,300	
45	248,200	260,100	276,000	321,100	382,200	402,500	427,300	438,200	468,600	
46	249,300	261,200	277,400	323,000	383,900	403,700	428,000	439,000		
47	250,300	262,300	278,700	324,900	385,500	404,800	428,800	439,400		
48	251,200	263,400	280,100	326,700	387,200	406,000	429,600	440,100		
49	252,000	264,200	281,900	328,100	388,600	407,300	430,100	440,600		
50	253,100	265,400	283,600	329,700	389,600	408,100	430,500	441,000		
51	254,200	266,400	285,100	331,100	390,600	408,900	430,900	441,400		
52	255,300	267,500	286,500	332,800	391,600	409,600	431,200	441,800		
53	255,800	268,700	288,000	334,300	392,900	410,100	431,500	442,200		
54	257,000	269,500	289,600	336,000	394,000	410,800	431,900	442,600		

55	257,900	270,900	291,200	337,600	395,100	411,500	432,200	443,000		
56	259,000	272,100	292,700	339,400	396,300	412,100	432,500	443,300		
57	259,900	273,100	294,100	340,300	397,600	412,800	432,800	443,600		
58	260,900	274,600	295,800	342,000	398,400	413,200	433,100	444,000		
59	261,700	275,800	297,600	343,600	399,200	413,800	433,400	444,300		
60	262,700	277,200	299,400	345,200	399,900	414,400	433,700	444,600		
61	263,800	278,800	300,800	346,800	400,400	414,800	434,000	444,900		
62	264,500	280,400	302,600	348,500	401,100	415,400	434,300			
63	265,600	281,700	304,400	350,200	401,800	415,900	434,600			
64	266,500	283,200	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900			
65	267,600	284,600	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200			
66	268,800	285,800	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500			
67	269,800	287,200	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800			
68	270,700	288,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100			
69	271,900	289,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300			
70	273,300	291,400	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600			
71	274,500	293,000	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900			
72	275,800	294,600	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200			
73	277,000	295,800	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400			
74	278,200	297,200	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700			
75	279,500	298,700	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000			
76	280,500	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300			
77	281,600	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500			
78	282,800	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800			
79	284,000	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100			
80	285,000	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400			
81	286,100	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600			
82	287,300	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900			
83	288,600	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200			
84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	440,500			
85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	440,700			
86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500				

定年  
 前再  
 任用  
 短時  
 間勤  
 務職  
 員以  
 外の  
 職員

87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800
88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000
89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200
90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500
91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800
92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000
93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200
94	300,600	324,200	350,600	384,200		
95	301,700	325,600	352,100	384,800		
96	303,000	326,900	353,600	385,300		
97	304,100	328,100	354,900	385,700		
98	305,300	329,400	356,100	386,100		
99	306,500	330,700	357,200	386,700		
100	307,700	332,000	358,400	387,200		
101	308,900	333,400	359,500	387,600		
102	309,900	334,300	360,600	388,100		
103	311,000	335,400	361,700	388,700		
104	312,000	336,600	362,900	389,200		
105	312,800	337,700	364,100	389,500		
106	313,400	338,800	364,600	389,900		
107	314,000	339,800	365,200	390,400		
108	314,700	340,900	365,800	390,700		
109	315,200	342,100	366,400	391,000		
110	315,700	343,100	366,900	391,500		
111	316,200	344,100	367,400	392,000		
112	316,800	345,000	367,900	392,500		
113	317,600	345,900	368,300	392,800		
114	318,300	346,800	368,700	393,300		
115	319,000	347,800	369,300	393,800		
116	319,700	348,800	369,800	394,300		
117	320,300	349,800	370,200	394,600		
118	321,100	350,300	370,700	395,100		

119	321,800	350,900	371,300	395,600
120	322,600	351,500	371,800	396,100
121	323,200	351,800	372,000	396,500
122	323,500	352,200	372,500	397,000
123	324,000	352,700	373,000	397,400
124	324,500	353,100	373,400	397,900
125	324,800	353,500	373,900	398,300
126		353,900	374,400	
127		354,400	374,900	
128		354,800	375,400	
129		355,200	375,700	
130		355,600	376,200	
131		356,000	376,700	
132		356,400	377,200	
133		356,600	377,500	
134		357,100	378,000	
135		357,500	378,400	
136		357,800	378,800	
137		358,100	379,100	
138		358,500	379,600	
139		359,000	380,100	
140		359,500	380,600	
141		359,800	380,900	
142		360,300		
143		360,800		
144		361,300		
145		361,600		

定年前再任用短時間勤務職	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	356,800	389,900	441,000





58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600
66		469,700	521,400	
67		470,400	522,100	
68		471,000	523,000	
69		471,300	523,900	
70		472,000	524,700	
71		472,700	525,600	
72		473,400	526,500	
73		473,800	527,300	
74		474,400	528,200	
75		475,100	529,100	
76		475,800	529,800	
77		476,200	530,600	
78		476,800	531,500	
79		477,400	532,400	
80		477,900	533,300	
81		478,500	534,100	
82		479,000	535,000	
83		479,500	535,900	
84		480,000	536,800	
85		480,400	537,600	
86		481,000	538,500	
87		481,400	539,400	
88		481,900	540,300	
89		482,400	541,100	

90		483,000		
91		483,600		
92		484,000		
93		484,500		
94		485,100		
95		485,700		
96		486,300		
97		486,800		
定年前再任用短時間勤務職員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	円	円	円	円
	296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

別表第5（第4条関係）

福祉保健職給料表

職員の区分	等級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		円	円	円	円	円
	1	159,800	209,600	255,000	275,900	319,200
	2	161,000	211,300	256,600	277,600	321,400
	3	162,200	213,100	258,000	279,200	323,700
	4	163,400	214,800	259,600	280,700	325,900
	5	164,300	216,500	260,500	282,500	328,100
	6	165,800	218,300	261,800	284,500	330,100
	7	167,200	220,100	263,200	286,600	332,300
	8	168,600	221,800	264,500	288,900	334,500
	9	169,800	223,500	265,700	290,800	336,400
	10	171,200	225,000	267,100	292,800	338,600
	11	172,600	226,400	268,400	294,900	340,600
	12	174,100	227,800	269,500	296,900	342,800

13	175,500	229,200	270,800	298,500	344,600
14	177,000	230,800	272,200	300,800	346,600
15	178,500	232,400	273,900	302,800	348,600
16	179,900	234,000	275,600	304,900	350,600
17	181,400	235,400	277,200	306,900	352,300
18	183,200	237,000	279,000	309,000	354,300
19	184,900	238,500	280,600	311,100	356,100
20	186,600	240,000	282,100	313,200	358,000
21	188,000	241,000	283,700	315,100	359,900
22	189,600	242,400	285,500	317,200	361,800
23	191,300	243,700	286,900	319,400	363,800
24	192,900	245,100	288,500	321,500	365,700
25	194,500	246,500	290,400	323,500	367,700
26	196,200	248,200	291,900	325,500	369,600
27	198,000	249,700	293,600	327,600	371,600
28	199,700	251,400	295,200	329,600	373,600
29	201,500	252,800	296,400	331,400	375,100
30	203,000	254,100	298,100	333,500	376,900
31	204,500	255,300	299,800	335,400	378,700
32	205,900	256,600	301,400	337,500	380,300
33	207,100	257,900	302,900	339,100	382,100
34	208,400	259,100	304,500	341,000	383,500
35	209,700	260,400	306,000	342,800	385,000
36	210,900	261,600	307,600	344,700	386,600
37	212,100	263,000	309,100	345,900	388,000
38	213,500	264,300	310,600	347,800	389,200
39	214,900	265,900	312,000	349,700	390,400
40	216,300	267,400	313,600	351,500	391,500
41	217,300	268,800	314,900	353,400	392,600
42	218,500	270,300	316,500	355,200	393,800
43	219,600	271,800	318,000	357,000	395,000
44	220,800	273,200	319,500	358,700	396,100

45	221,700	274,900	320,500	360,500	396,800
46	222,800	276,400	321,700	361,900	397,500
47	223,700	277,900	322,900	363,400	398,200
48	224,700	279,400	324,100	364,800	398,900
49	225,500	280,900	325,100	365,800	399,500
50	226,600	282,300	326,100	366,900	400,100
51	227,700	283,800	327,000	368,000	400,600
52	228,500	285,100	328,000	369,100	401,000
53	228,900	286,400	328,900	370,000	401,400
54	230,000	287,900	329,600	370,600	401,700
55	230,700	289,300	330,400	371,400	402,000
56	231,400	290,800	331,200	372,200	402,300
57	232,200	292,200	331,800	373,000	402,600
58	233,100	293,600	332,300	373,800	402,900
59	233,900	295,100	332,900	374,600	403,200
60	234,800	296,600	333,400	375,400	403,500
61	235,800	297,700	333,900	376,300	403,800
62	236,400	299,200	334,100	377,000	404,100
63	237,300	300,400	334,700	377,700	404,400
64	238,100	301,900	335,300	378,400	404,700
65	239,000	303,000	335,600	378,700	405,000
66	240,000	304,300	336,100	379,300	405,300
67	241,000	305,400	336,600	379,900	405,600
68	241,900	306,700	337,100	380,600	405,900
69	242,900	307,400	337,600	381,000	406,100
70	244,000	308,500	338,100	381,700	406,400
71	244,900	309,700	338,500	382,300	406,700
72	245,700	310,900	339,000	382,900	407,000
73	246,400	312,200	339,200	383,300	407,200
74	247,400	312,900	339,700	383,900	407,500
75	248,400	313,600	340,200	384,500	407,800
76	249,200	314,200	340,700	385,100	408,000

定年  
前再  
任用

短時間勤務員以外の職員	77	250,000	315,000	341,000	385,500	408,200
	78	251,000	315,700	341,400	386,000	408,500
	79	252,000	316,400	341,900	386,500	408,800
	80	253,000	317,100	342,300	387,100	409,000
	81	253,900	317,400	342,500	387,600	409,200
	82	254,600	317,700	342,800	388,000	
	83	255,600	318,300	343,300	388,400	
	84	256,600	318,600	343,700	388,800	
	85	257,200	319,000	344,000	389,000	
	86	258,000	319,300	344,300	389,200	
	87	258,700	319,700	344,800	389,500	
	88	259,600	320,000	345,200	389,800	
	89	260,200	320,500	345,500	390,000	
	90	261,000	320,900	345,900	390,300	
	91	261,800	321,200	346,300	390,600	
	92	262,600	321,500	346,500	390,800	
	93	263,000	322,000	346,800	391,000	
	94	263,700	322,400		391,300	
95	264,200	322,600		391,600		
96	264,900	323,000		391,800		
97	265,600	323,400		392,000		
98	266,300	323,800				
99	267,000	324,200				
100	267,700	324,600				
101	268,200	324,800				
102	268,700	325,100				
103	269,100	325,400				
104	269,600	325,700				
105	269,800	326,100				
106	270,000	326,300				
107	270,300	326,600				
108	270,600	327,000				

109	271,000	327,400
110	271,300	327,700
111	271,700	328,100
112	272,000	328,400
113	272,300	328,700
114	272,600	329,100
115	272,900	329,400
116	273,300	329,600
117	273,600	329,800
118	273,900	330,100
119	274,300	330,500
120	274,700	330,900
121	274,900	331,100
122	275,100	
123	275,500	
124	275,800	
125	276,000	
126	276,300	
127	276,700	
128	277,100	
129	277,300	
130	277,700	
131	278,100	
132	278,400	
133	278,600	
134	278,900	
135	279,300	
136	279,600	
137	279,800	
138	280,100	
139	280,400	
140	280,700	

141	280,900				
142	281,100				
143	281,300				
144	281,600				
145	282,000				
146	282,200				
147	282,500				
148	282,800				
149	283,100				
150	283,300				
151	283,600				
152	283,800				
153	284,100				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円
	201,500	241,000	255,300	288,400	315,100

備考 この表は、保育士、保健師、薬剤師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

#### 別表第6 削除

別表第6の2ク再任用職員給料表等級別基準職務表を削る。

(職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和26年条例第48号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「以内で給料、」を「以下の期間、その発令の日に受ける給料及び」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(和歌山市職員の分限に関する条例の一部改正)

第4条 和歌山市職員の分限に関する条例(昭和27年条例第37号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

#### (降給の種類)

第3条 降給の種類は、降格(職員の意に反して、当該職員の等級を同一の給料表の下位の等級に変更することをいう。以下同じ。)及び降号(職員の意に反して、当該職員の号給を同一の等級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。)並びに地方公務員法第28条の2第1項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する等級より同一の給料表の下位の等級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。)とする。

第8条を第11条とし、同条の前に次の1条を加える。

#### (受診命令に従う義務)

第10条 職員は、第4条第1号イ及び第6条第1項に規定する診断を受けるよう命ぜられた場合には、これに従わなければならない。

第7条を第9条とし、第4条から第6条までを2条ずつ繰り下げ、第3条の次に次の2条を加える。

#### (降格の事由)

第4条 任命権者は、職員が降任により現に属する等級より同一の給料表の下位の等級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当し、必要があると認める場合は、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

(1) 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合(職員が降任された場合を除く。)

ア 職員の能力評価又は業績評価の実施権者による確認が行われた全体評価が最下位の段階である場合(次条において「定期評価の全体評価が最下位の段階である場合」という。

)その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の市長が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときであって、当該職員がその等級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

イ 任命権者が指定する医師によって、心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合

ウ 職員がその等級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りないと認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の市長が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき。(ア及びイに掲げる場合を除く。)

(2) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する等級の職の数に不足が生じた場合

(降号の事由)

第5条 任命権者は、職員の定期評価の全体評語が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、その等級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の市長が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

附則に次の2項を加える。

3 和歌山市職員給与条例(昭和26年条例第7号)附則第3項の規定の適用を受ける職員に対する第3条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに和歌山市職員給与条例附則第3項の規定による降給とする」とする。

4 第6条第2項の規定は、和歌山市職員給与条例附則第3項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、規則の規定により、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(和歌山市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第5条 和歌山市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和28年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「再任用等短時間勤務職員」を「定年前再任用等短時間勤務職員」に、「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項若しくは第2項」に、「第5条及び」を「第5条又は」に改める。

第19条の5の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用等短時間勤務職員」に改め、同条中「第4条の3」の次に「、第5条の2」を加え、「地方公務員法第28条の4第1項の規定により採用された職員及び再任用等短時間勤務職員」を「定年前再任用等短時間勤務職員」に改める。

(和歌山市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第6条 和歌山市職員の退職手当に関する条例(昭和37年条例第32号)の一部を次のように改正する。

第1条中「職員若しくは」を「職員及び」に改め、「、地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項の規定により採用された職員、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項の規定により採用された職員」を削る。

第5条の3中「15年」を「20年」に改める。

第7条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第8条第4項において」に改め、「(以下)の次に「この項及び第5項において」を加える。

第11条の2第1項第1号中「15年」を「20年」に改める。

第18条第1項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条第1項中「あつては」を「には」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に、「あつては」を「には」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「あつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「あつては」を「には」に改める。

附則第3項の前の見出し及び同項から附則第17項までを削る。

附則第18項の前に見出しとして「(経過措置)」を付し、同項中「旧専売公社又は旧電信電話公社」を「日本たばこ産業株式会社法(昭和59年法律第69号)附則第12条第1項の規定による解散前の日本専売公社(以下「旧専売公社」という。))又は日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社(以下「旧電信電話公社」という。))」に改め、同項を附則第3項とする。

附則第19項中「たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の次に「(昭和59年法律第71号)」を、「電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の次に「(昭和59年法律第87号)」を、「国家公務員等退職手当法」の次に「(昭和28年法律第182号)」を加え、同項を附則第4項とする。

附則第20項中「旧日本国有鉄道」を「日本国有鉄道改革法(昭和61年法律第87号)附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法(昭和23年法律第256号)第1条の規定により設立された日本国有鉄道(以下「旧日本国有鉄道」という。))」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第21項を附則第6項とする。

附則第22項中「附則第11条」を「附則第13条」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第23項中「まで」の次に「及び附則第17項から第25項まで」を加え、「附則第23項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第24項中「第5条の2」の次に「及び附則第20項」を加え、同項を附則第9項とする。

附則第25項中「又は第5条の4」を「、第5条の4又は附則第18項」に、「附則第23項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第26項を削る。

附則第27項を附則第11項とし、附則第28項を附則第12項とし、附則第29項を附則第13項とする。

附則第30項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第31項を附則第15項とし、附則第32項を附則第16項とし、同項の次に次の9項を加える。

17 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間継続した者であつて、60歳（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年条例第 号）第1条の規定による改正前の定年条例（以下「令和5年旧職員定年条例」という。）第3条第2号に掲げる職員に相当する職員にあつては、63歳）に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び第4条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条の4」とあるのは、「第5条の4又は附則第17項」とする。

18 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間継続した者であつて、60歳（前項に掲げる職員にあつては、63歳）に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条の4」とあるのは、「第5条の4又は附則第18項」とする。

19 前2項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

- (1) 令和5年旧職員定年条例第3条第1号に掲げる職員に相当する職員
- (2) 定年条例第3条ただし書に規定する職員

20 和歌山市職員給与条例附則第3項から第10項までの規定による職員の給料月額の設定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

21 当分の間、第4条第1項第2号並びに第5条第1項第3号及び第5号に掲げる者に対する第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に達する日」とあるのは「定年（附則第17項及び附則第19項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、附則第17項に掲げる職員にあつては63歳とし、附則第19項第1号に掲げる職員にあつては65歳とする。）に達する日」と、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項から第5条の2第1項第2号の項まで並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（附則第17項及び附則第19項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、附則第17項に掲げる職員にあつては63歳とし、附則第19項第1号に掲げる職員にあつては65歳とする。）

と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

22 当分の間、第4条第1項第2号並びに第5条第1項第3号及び第5号に掲げる者（次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超えるものに限る。）に対する第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「6月」とあるのは「零月」と、同条の表第4条第1項及び第5条第1項の項から第5条の2第1項第2号の項まで並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは「100分の3」とする。

附則第17項及び第19項各号に掲げる職員以外の者	60歳
附則第17項に掲げる職員	63歳
附則第19項第1号に掲げる職員	65歳

23 当分の間、第4条第1項第2号及び第5条第1項（第1号を除く。）に規定する者に対する第5条の3の規定の適用及び第11条の2の規定の適用については、第5条の3本文及び第11条の2第1項第1号中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第5条の3本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第11条の2第1項第1号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

24 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて附則第22項の表の左欄に掲げるものが同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項から第5条の2第1項第2号の項まで並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「附則第22項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

25 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて附則第22項の表の左欄に掲げるものが同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項から第5条の2第1項第2号の項まで並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあ

つては、100分の2)」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められている  
その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合  
」とする。

附則別表を削る。

(昭和49年和歌山市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第7条 和歌山市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和49年条例第61号)  
)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「以後に新条例」を「以後に和歌山市職員の退職手当に関する条例」に、「又  
は第5条の4」を「第5条の4又は附則第17項若しくは第18項」に、「新条例」を「  
同条例」に改め、「第5条の4まで」の次に「及び附則第17項から第25項まで」を加える。

附則第5項中「以後に新条例」を「以後に和歌山市職員の退職手当に関する条例」に、「又  
は新条例」を「又は同条例」に改め、「第5条の2」の次に「及び附則第20項」を加える。

附則第6項中「新条例第5条又は第5条の4」を「和歌山市職員の退職手当に関する条例第  
5条、第5条の4又は附則第18項」に改める。

(平成15年和歌山市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第8条 和歌山市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成15年条例第52号)  
)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「附則第23項」を「附則第8項」に改める。

(平成18年和歌山市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第9条 和歌山市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年条例第53号)  
)の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「新条例」を「和歌山市職員の退職手当に関する条例」に、「附則  
第17項及び附則第23項から第25項まで」を「附則第8項から第10項まで」に改める。

(学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第10条 学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年条例第54号)の  
一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第3条第1項中「若しくは別表第6の再任用職員給料表」を削り、同項第2号を削り、同項  
第3号を同項第2号とする。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例  
)

第11条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成3年条例  
第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された  
期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(和歌山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第12条 和歌山市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第4号)の一部を次のように  
改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された  
期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第10条に次の1号を加える。

(3) 職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された  
期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第15条の表第5条第10項の項中「とする」を「勤務時間条例第2条第3項の規定により  
定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除  
して得た数(以下「算出率」という。))」に、「に、育児算出率を乗じて得た額とする」を「  
育児算出率」に改め、同表第12条第2項第2号ただし書の項及び第15条第2項中「再任用  
短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第22条第3項の表第12条第2項第2号ただし書の項から第26条の6までの項中「再任  
用短時間勤務職員」及び「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第2  
9条の項を削る。

第23条の表中「再任用職員給料表」を削る。

第24条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤  
務職員等」を「短時間勤務職員」に改める。

第25条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「短時間勤務職員」に改める。

附則に次の2項を加える。

3 育児短時間勤務をしている職員に対する和歌山市職員給与条例附則第3項の規定の適用に  
ついては、同項中「」とする」とあるのは、「」に、勤務時間条例第2条第2項の規定によ  
り定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得  
た額とする」とする。

4 前項の規定により読み替えられた和歌山市職員給与条例附則第3項の規定の適用を受ける  
育児短時間勤務をしている職員について、同項の規定による給料月額に1円未満の端数があ  
るときは、その端数を切り捨てた額をもって当該育児短時間勤務をしている職員の給料月額  
とする。

(和歌山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第13条 和歌山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年条例第35号)の一部を次



のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条、第4条第2項及び第12条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正）

第14条 公益的法人等への職員の派遣に関する条例（平成13年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第28条の4第1項に規定する常時勤務を要する職を占める職員及び同法第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、同項第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、同項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5）職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（和歌山市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第15条 和歌山市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成16年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項、同法第22条の5第1項及び第2項」に、「第5条及び」を「第5条並びに」に、「再任用等短時間勤務職員」を「定年前再任用等短時間勤務職員」に改める。

第21条の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用等短時間勤務職員」に改め、同条中「第6条」の次に「、第8条」を加え、「地方公務員法第28条の4第1項の規定により採用された職員及び再任用等短時間勤務職員」を「定年前再任用等短時間勤務職員」に改める。

（和歌山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第16条 和歌山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成17年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第8条第4項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第7項の表第12条第2項第2号ただし書の項から第26条の5第2項の項までの規定中「再任用短時間勤務職員」及び「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第29条の項を削る。

（和歌山市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正）

第17条 和歌山市職員の修学部分休業に関する条例（平成17年条例第7号）の一部を次のよ

うに改正する。

第3条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（和歌山市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正）

第18条 和歌山市職員の高齢者部分休業に関する条例（平成17年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 法第26条の3第1項の条例で定める年齢は、55歳とする。

第3条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（和歌山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第19条 和歌山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第20条 和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第37条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（和歌山市職員の再任用に関する条例の廃止）

第21条 和歌山市職員の再任用に関する条例（平成13年条例第39号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第6条中和歌山市職員の退職手当に関する条例附則第22項の改正規定及び第30項の改正規定並びに附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

（第1条の規定の施行に伴う勤務延長に関する経過措置）

第2条 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前に第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第3条本文に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。（第1条の規定の施行に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがあるもの

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職したもの
- (4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職したもの
- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
- (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの

3 前2項の規定により定められた任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評価その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（法第22条の5第1項又は第2項に規定する組合をいう。以下次項及び附則第6条において同じ。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）

）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達しているもの（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員

法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達しているもの（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

（第1条の規定の施行に伴う令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（第1条の規定の施行に伴う令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

（第1条の規定の施行に伴う令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員）

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

- 2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。
- 3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(第1条の規定の施行に伴う定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条本文に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職(以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者(基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者)を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(第1条の規定の施行に伴う令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(第2条の規定の施行に伴う経過措置)

第12条 第2条の規定による改正後の和歌山市職員給与条例(以下「新給与条例」という。)附則第3項から第10項までの規定は、附則第2条第1項の規定により勤務している職員には適用しない。

第13条 暫定再任用職員(短時間勤務の職を占める暫定再任用職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。))を除く。以下この項において同じ。)の給料月額、次の給料表を適用する。

等級	給料月額
----	------

1級	187,700円
2級	215,200円
3級	255,200円
4級	274,600円
5級	289,700円
6級	315,100円
7級	356,800円
8級	389,900円
9級	441,000円

- 2 任命権者は、暫定再任用職員を、次の表の右欄に掲げる基準となる職務の内容に基づき、前項に定める給料表のいずれかの等級に決定する。

等級	基準となる職務
1級	主事の職務
2級	事務副主任又は技術副主任の職務
3級	事務主任又は技術主任の職務
4級	事務主査又は技術主査の職務
5級	班長の職務
6級	副課長の職務
7級	課長の職務
8級	部長の職務
9級	局長の職務

- 3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、前項の規定により決定された等級に応じた額に、和歌山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第12条第2項第2号及び第17条第2項の規定を適用する。
- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第26条第3項の規定を適用する。
- 6 新給与条例第26条の4第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年条例第 号)附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第

2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

7 新給与条例第5条第2項から第9項まで、第9条から第11条まで、第11条の2第3項、第11条の3及び第11条の4の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

8 前条及び前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員の任用その他暫定再任用職員に関し必要な事項は、規則で定める。

第14条 前2条に定めるもののほか、新給与条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

(第5条の規定の施行に伴う経過措置)

第15条 暫定再任用職員については、第5条の規定による改正後の和歌山市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第4条、第4条の3、第5条の2及び第14条から第17条までの規定は適用しない。

(第6条の規定の施行に伴う経過措置)

第16条 暫定再任用職員に対する第6条の規定による改正後の和歌山市職員の退職手当に関する条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「(以下「職員」という。)」とあるのは、「(職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年条例第 号)附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員を除く。以下「職員」という。)」とする。

(第12条の規定の施行に伴う経過措置)

第17条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成30年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する附則第13条第1項の規定の適用については、同項中「適用する」とあるのは、「適用する。この場合において、次項の規定により当該暫定再任用職員の属する等級に応じた額に、和歌山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

2 前項の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員について準用する。

3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第12条の規定による改正後の和歌山市職員の育児休業等に関する条例の規定を適用する。

(第13条の規定の施行に伴う経過措置)

第18条 暫定再任用短時間勤務職員は、第13条の規定による改正後の和歌山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(以下この項において「新勤務時間条例」という。)第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間条例の規定を適用する。

(第15条の規定の施行に伴う経過措置)

第19条 暫定再任用職員については、第15条の規定による改正後の和歌山市技能労務職員の

給与の種類及び基準を定める条例第4条、第6条、第8条及び第16条の規定は適用しない。

議案第5号

和歌山市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
和歌山市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月15日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

和歌山市職員の退職手当に関する条例（昭和37年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項中「職員が、」を「職員が」に、「」とするを「」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第13条第4項の規定は、この条例の施行の日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

議案第6号

和歌山市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について  
和歌山市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月15日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

和歌山市特定公共賃貸住宅条例（平成8年条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号）第1条第3号」を「省令第1条第4号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

（3）同居親族等 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号。以下「省令」という。）第1条第1号に規定する同居親族等をいう。

第6条中「次に掲げる条件を備える」を「第1号又は第2号のいずれかに該当し、かつ、第3号及び第4号に該当する」に改め、同条第1号中「現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第3号及び第4号において同じ。）」を「同居親族等」に改め、同条第3号及び第4号中「親族」を「者」に改める。

第12条第5項中「第25条」を「第23条」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第6条の規定は、この条例の施行の日以後に入居者として決定がされる者に係る資格について適用し、同日前に入居者として決定がされた者に係る資格については、なお従前の例による。

議案第7号

市道路線認定について

道路法第8条第2項の規定により市道の路線を次のとおり認定する。

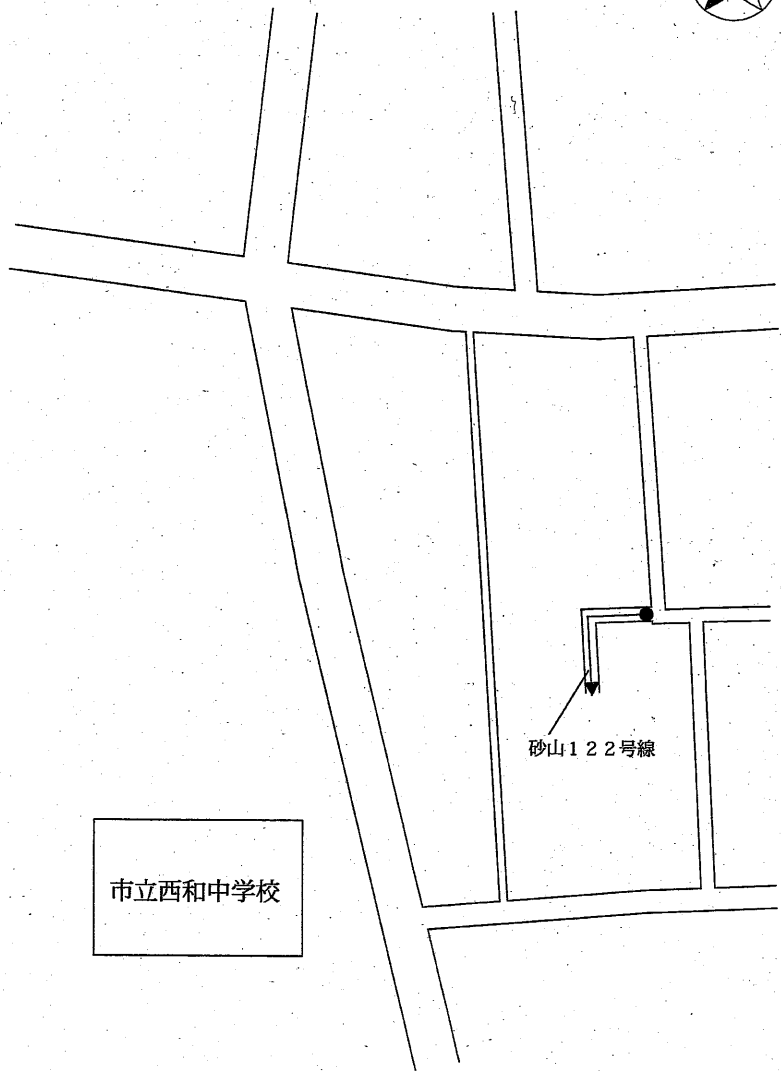
令和4年9月15日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

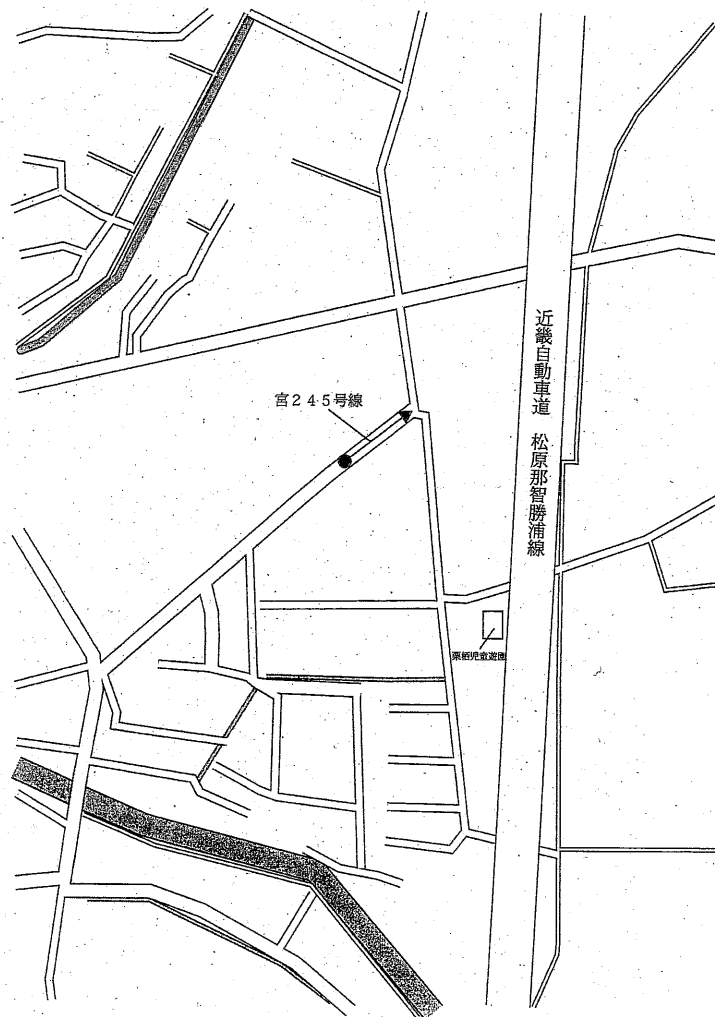
整理番号	路線名	起 終	点 点	備 考
8-122	砂山122号線	和歌山市砂山南1丁目 和歌山市砂山南1丁目		
11-245	宮245号線	和歌山市鳴神 和歌山市鳴神		
11-246	宮246号線	和歌山市有家 和歌山市有家		
11-247	宮247号線	和歌山市有家 和歌山市有家		
11-248	宮248号線	和歌山市有家 和歌山市有家		
18-198	野崎198号線	和歌山市狐島 和歌山市狐島		
22-242	貴志242号線	和歌山市向 和歌山市向		
22-243	貴志243号線	和歌山市土入 和歌山市土入		
22-244	貴志244号線	和歌山市土入 和歌山市土入		
24-165	西和佐165号線	和歌山市岩橋 和歌山市岩橋		
24-166	西和佐166号線	和歌山市岩橋 和歌山市岩橋		
24-167	西和佐167号線	和歌山市栗栖 和歌山市栗栖		
25-163	岡崎163号線	和歌山市森小手藪 和歌山市森小手藪		
25-164	岡崎164号線	和歌山市森小手藪 和歌山市森小手藪		
28-249	安原249号線	和歌山市朝日 和歌山市朝日		
28-250	安原250号線	和歌山市朝日 和歌山市朝日		
28-251	安原251号線	和歌山市朝日 和歌山市朝日		
28-252	安原252号線	和歌山市朝日 和歌山市朝日		
28-253	安原253号線	和歌山市朝日 和歌山市朝日		

整理番号	路線名	起 終	点 点	備 考
30-137	東山東137号線	和歌山市大河内 和歌山市大河内		
31-168	有功168号線	和歌山市六十谷 和歌山市園部		
31-169	有功169号線	和歌山市六十谷 和歌山市六十谷		
31-170	有功170号線	和歌山市六十谷 和歌山市六十谷		
31-171	有功171号線	和歌山市六十谷 和歌山市園部		
31-172	有功172号線	和歌山市六十谷 和歌山市園部		
31-173	有功173号線	和歌山市六十谷 和歌山市園部		
31-174	有功174号線	和歌山市六十谷 和歌山市園部		
31-175	有功175号線	和歌山市六十谷 和歌山市六十谷		
31-176	有功176号線	和歌山市園部 和歌山市園部		
31-177	有功177号線	和歌山市六十谷 和歌山市六十谷		
31-178	有功178号線	和歌山市六十谷 和歌山市六十谷		
31-179	有功179号線	和歌山市六十谷 和歌山市六十谷		
31-180	有功180号線	和歌山市六十谷 和歌山市六十谷		
32-72	直川72号線	和歌山市直川 和歌山市直川		
32-73	直川73号線	和歌山市直川 和歌山市直川		

路線認定図

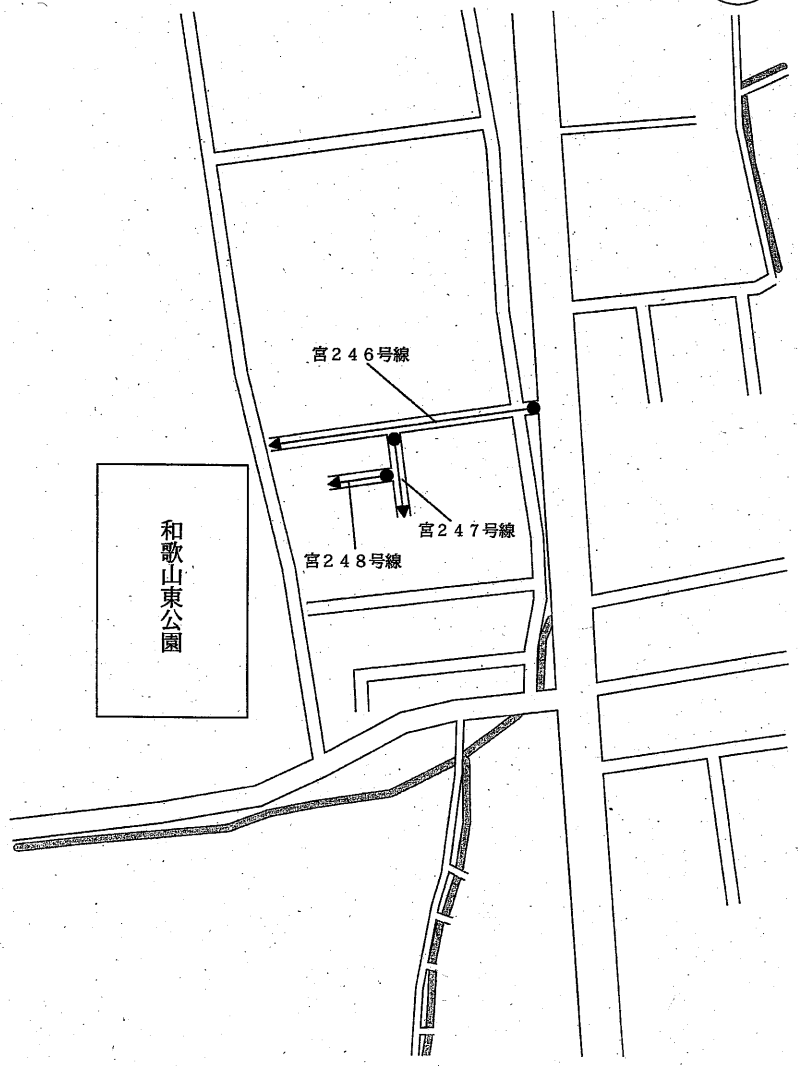


路線認定図

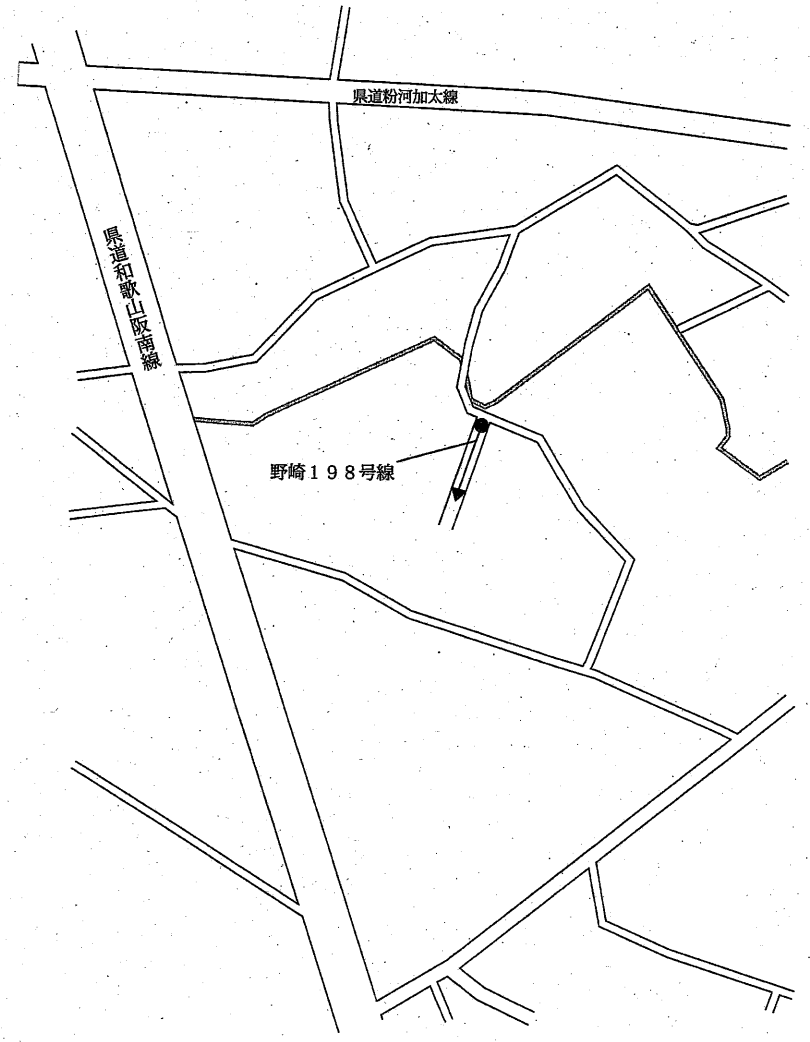
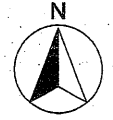




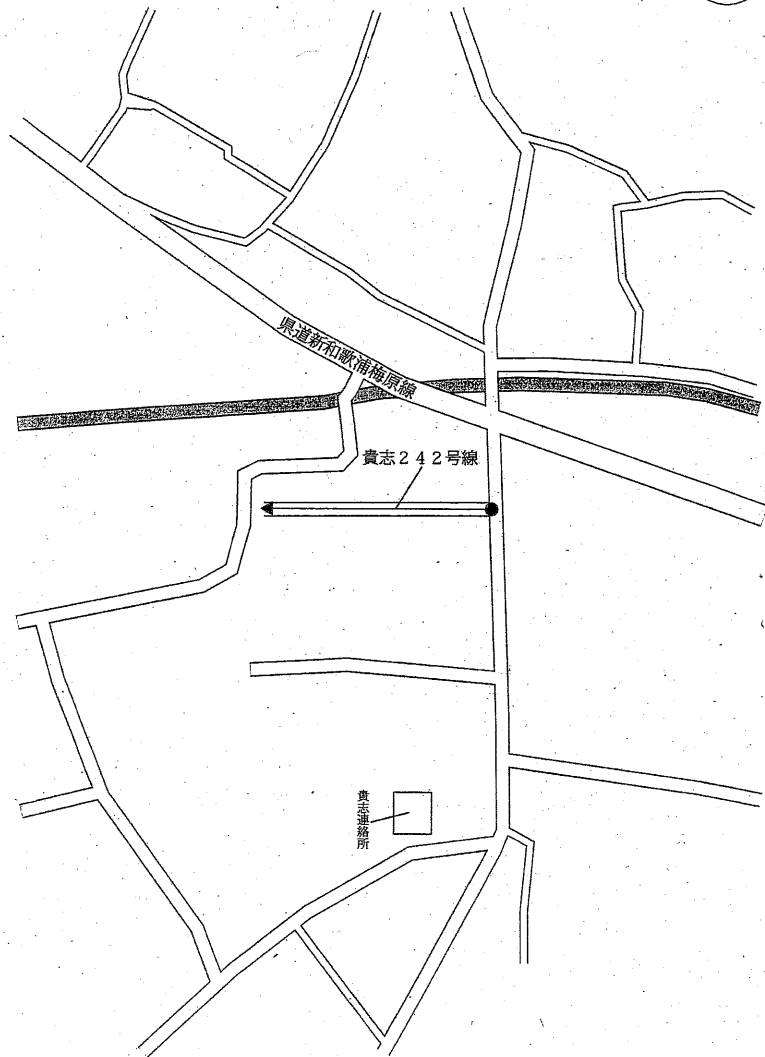
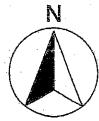
# 路線認定図



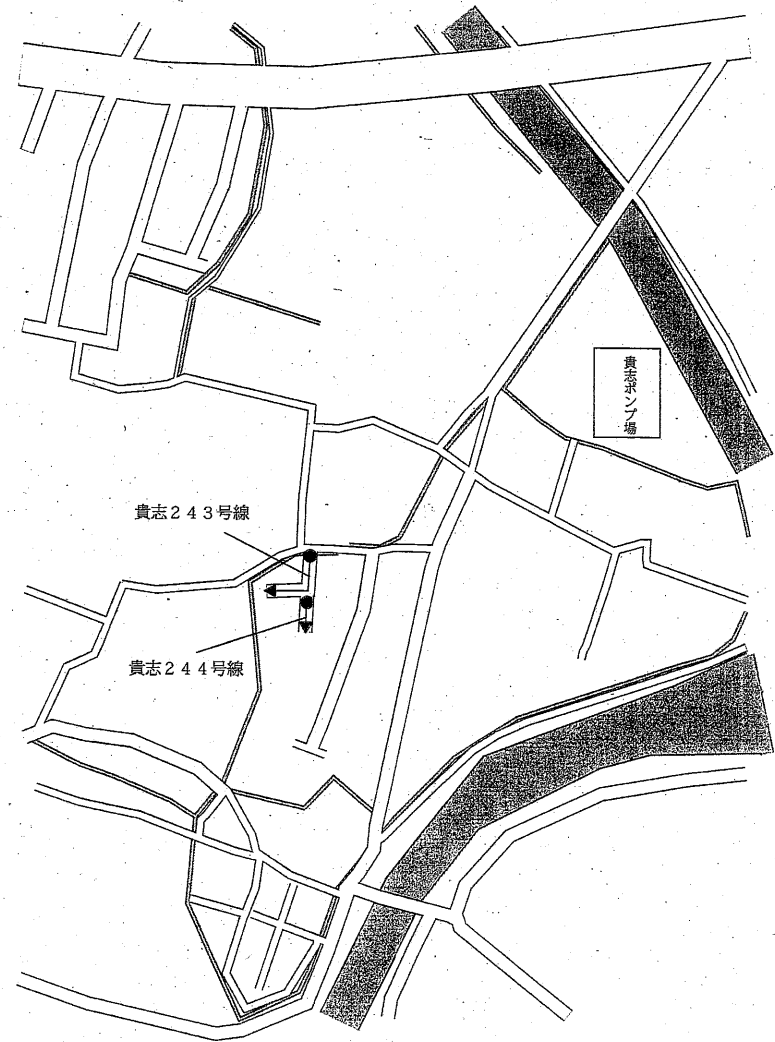
# 路線認定図



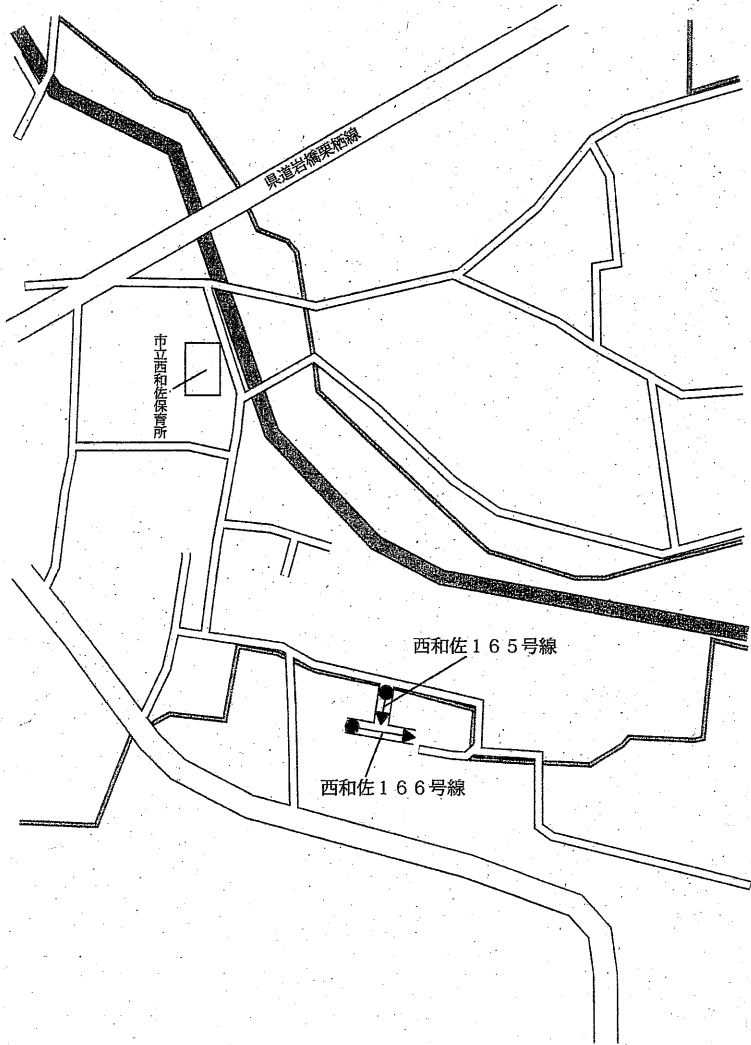
# 路線認定図



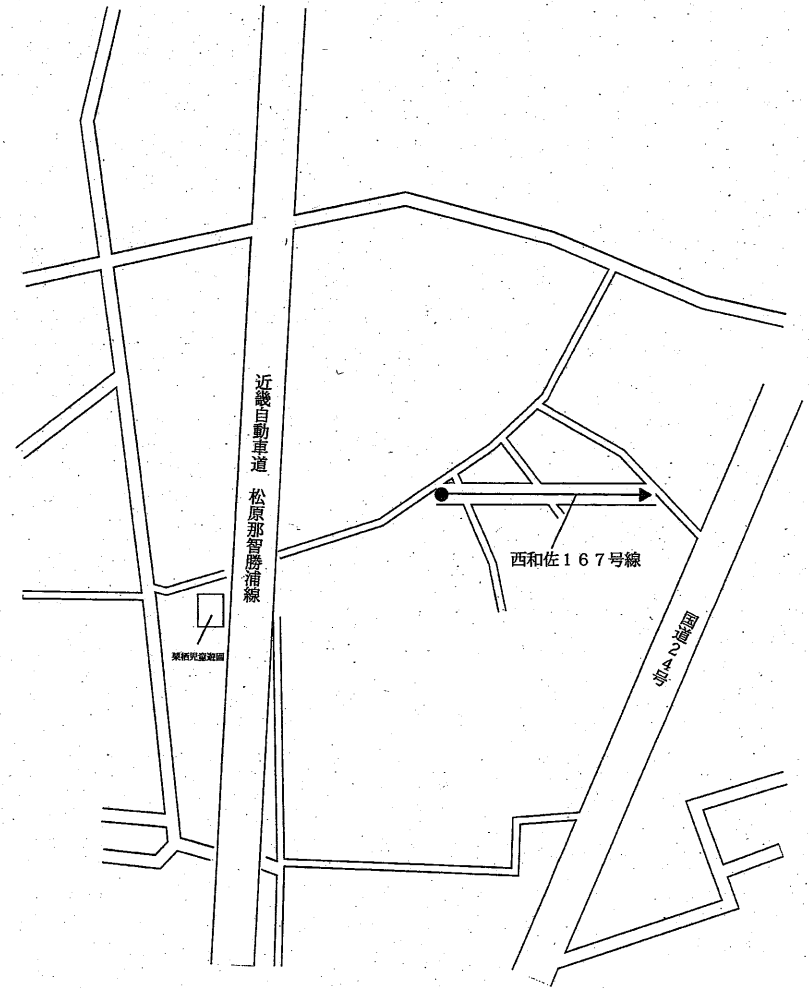
# 路線認定図



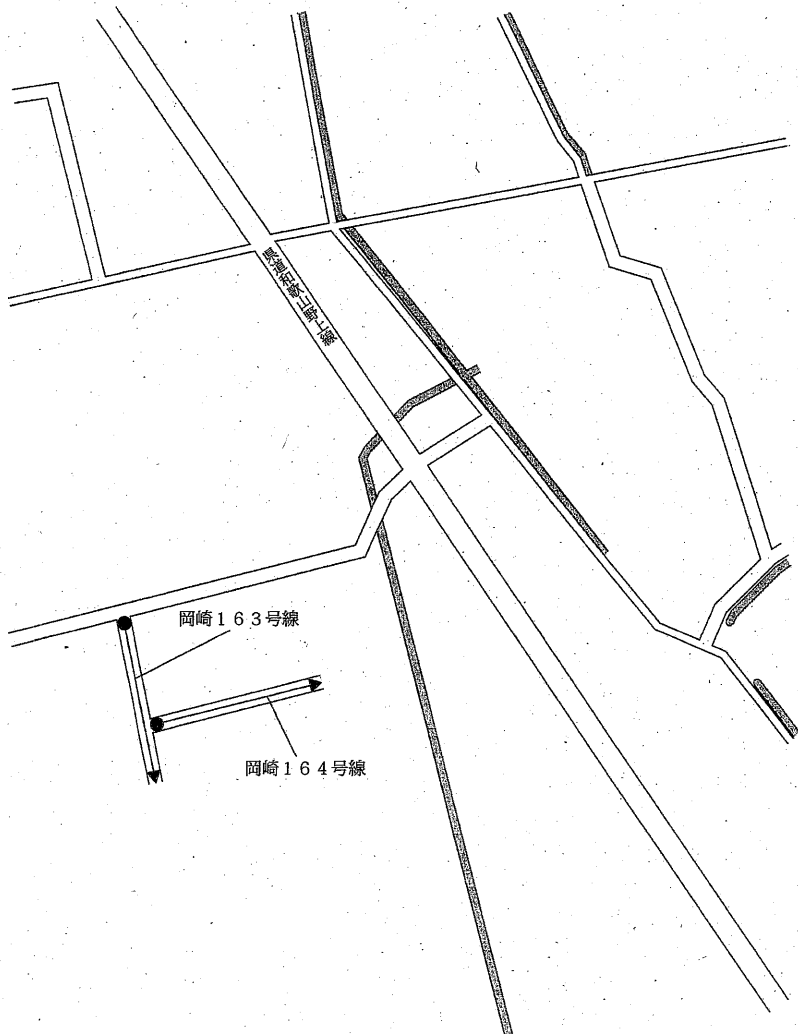
# 路線認定図



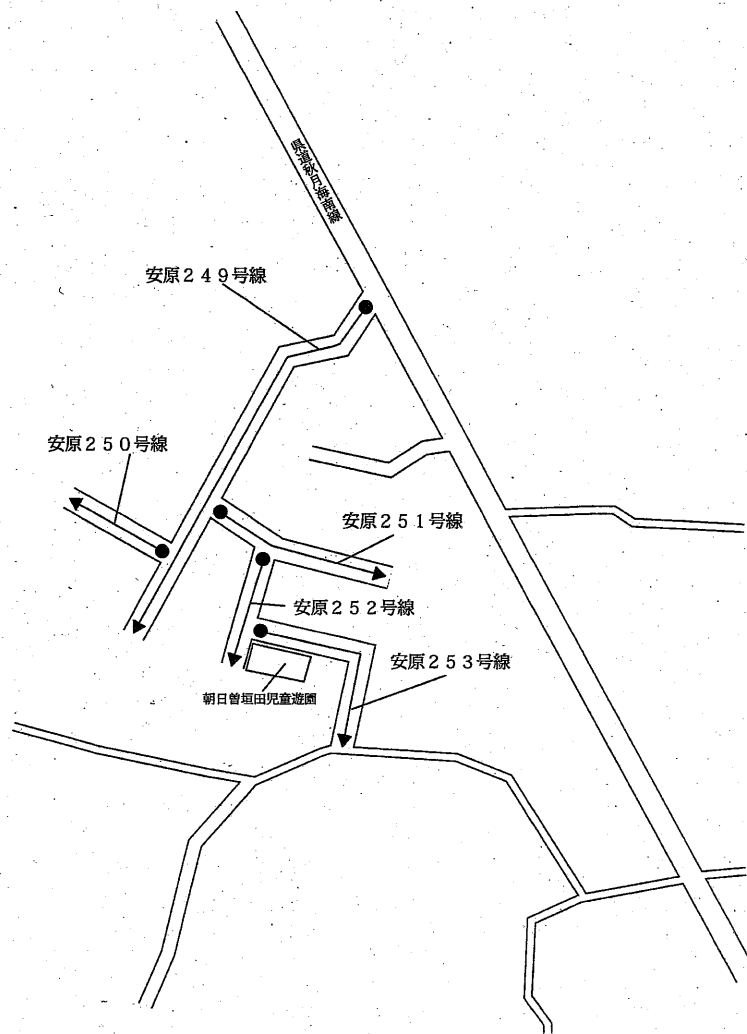
# 路線認定図



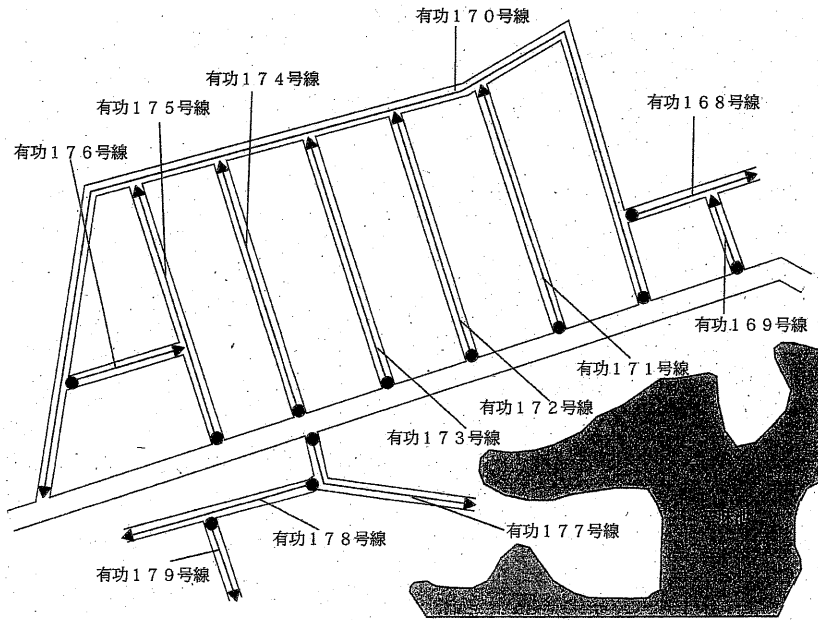
# 路線認定図



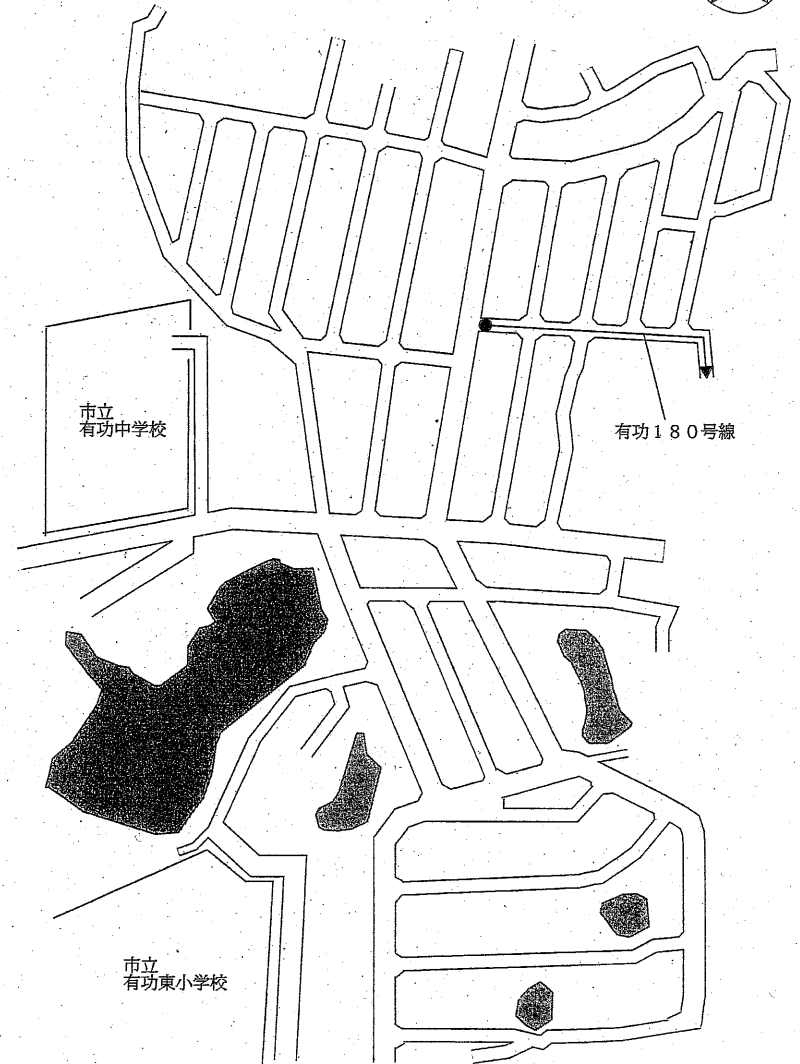
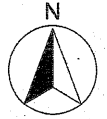
# 路線認定図



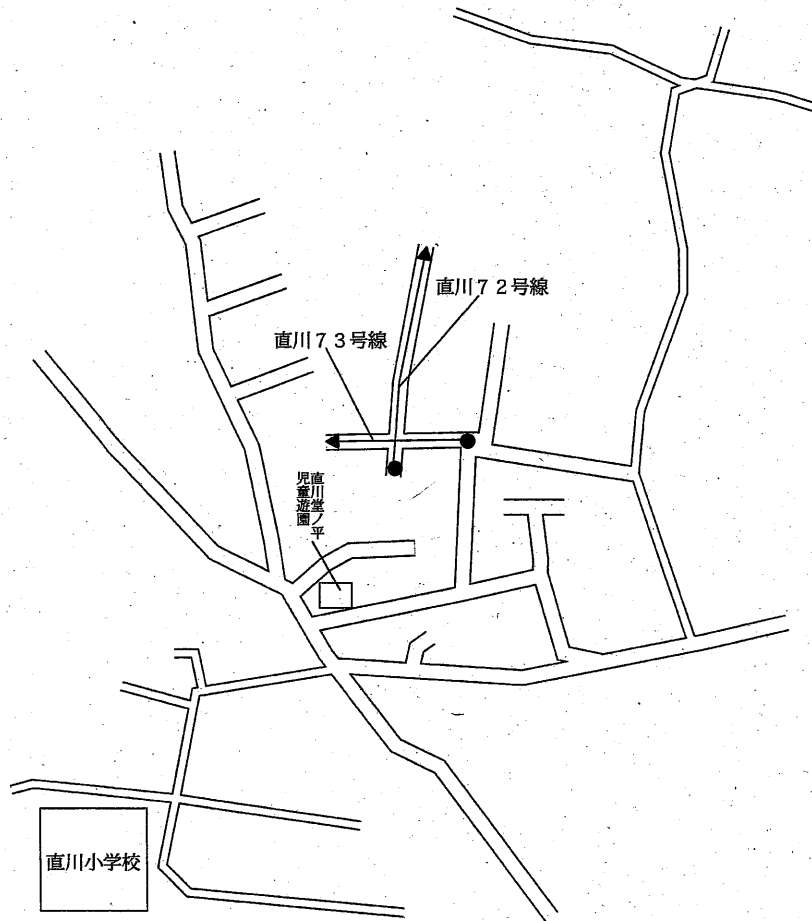
# 路線認定図



# 路線認定図



# 路線認定図



# 路線認定図



議案第8号

市道路線変更について

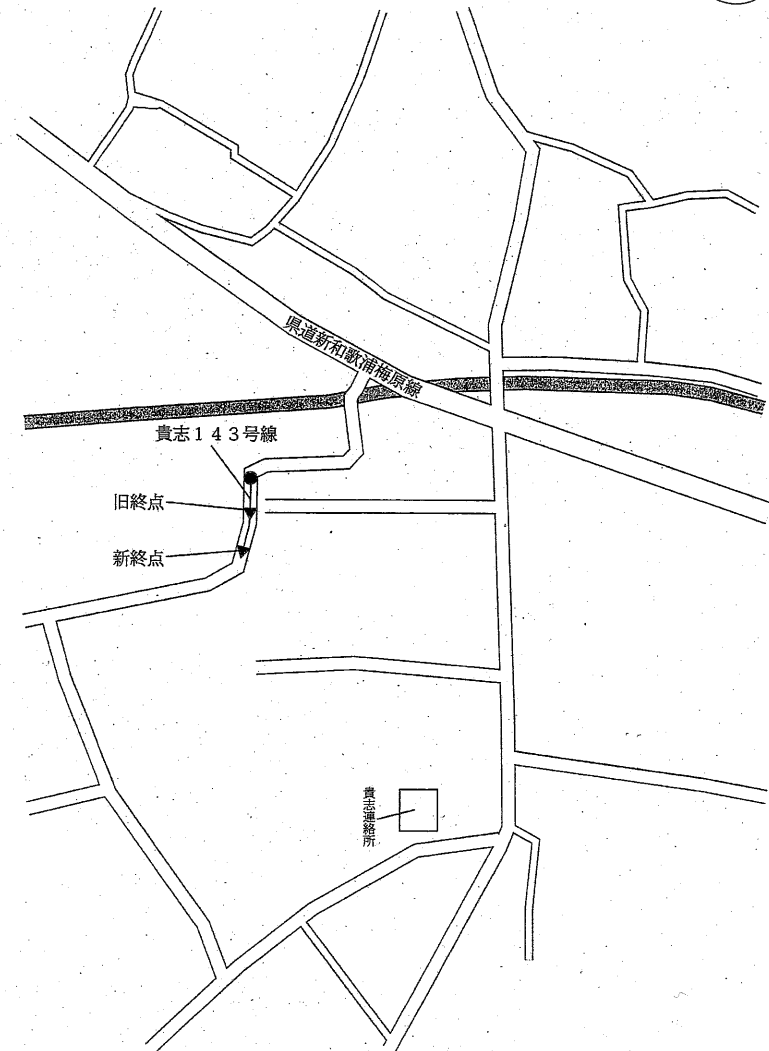
道路法第10条第3項の規定により市道の路線を次のとおり変更する。

令和4年9月15日提出

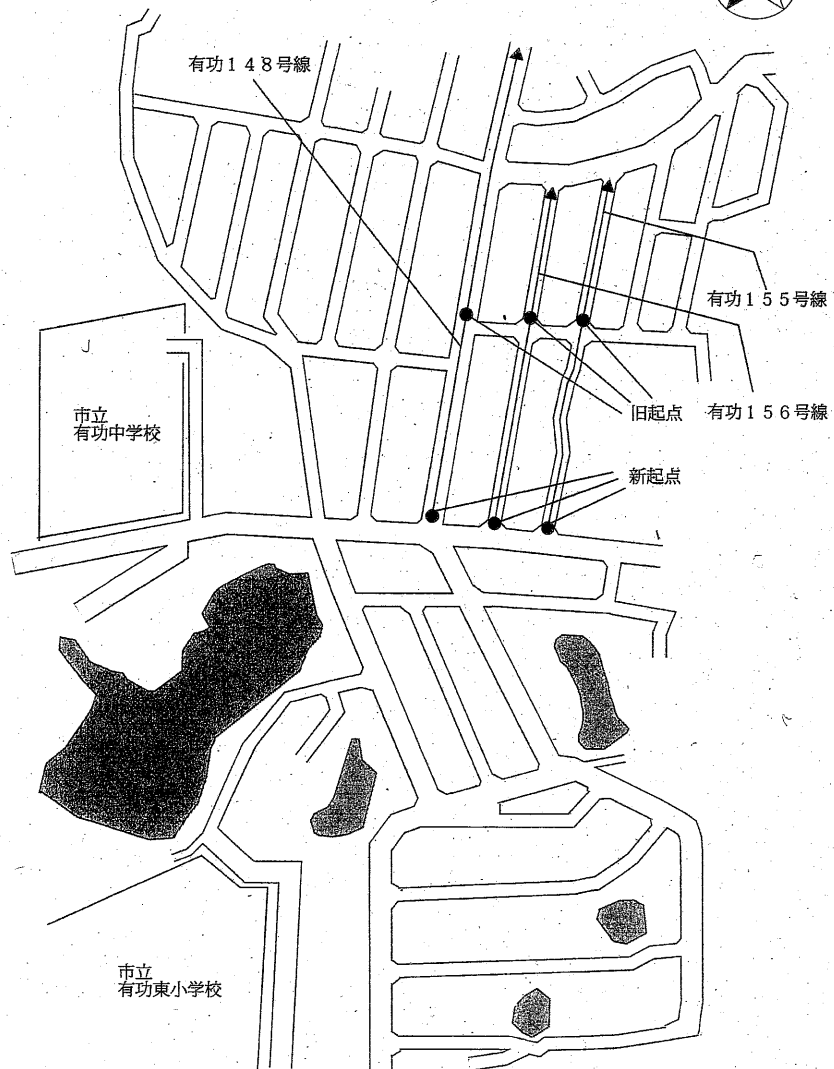
和歌山県和歌山市長 尾花正啓

整理番号	旧新別	路線名	起終点	備考
22-143	旧	貴志143号線	和歌山市向 和歌山市向	
	新	貴志143号線	和歌山市向 和歌山市向	終点の変更
31-148	旧	有功148号線	和歌山市六十谷 和歌山市六十谷	
	新	有功148号線	和歌山市六十谷 和歌山市六十谷	起点の変更
31-155	旧	有功155号線	和歌山市六十谷 和歌山市六十谷	
	新	有功155号線	和歌山市六十谷 和歌山市六十谷	起点の変更
31-156	旧	有功156号線	和歌山市六十谷 和歌山市六十谷	
	新	有功156号線	和歌山市六十谷 和歌山市六十谷	起点の変更
31-166	旧	有功166号線	和歌山市六十谷 和歌山市六十谷	
	新	有功166号線	和歌山市六十谷 和歌山市園部	終点の変更
32-65	旧	直川65号線	和歌山市直川 和歌山市直川	
	新	直川65号線	和歌山市直川 和歌山市直川	終点の変更
41-201	旧	名草201号線	和歌山市紀三井寺 和歌山市紀三井寺	
	新	名草201号線	和歌山市紀三井寺 和歌山市紀三井寺	起点の変更

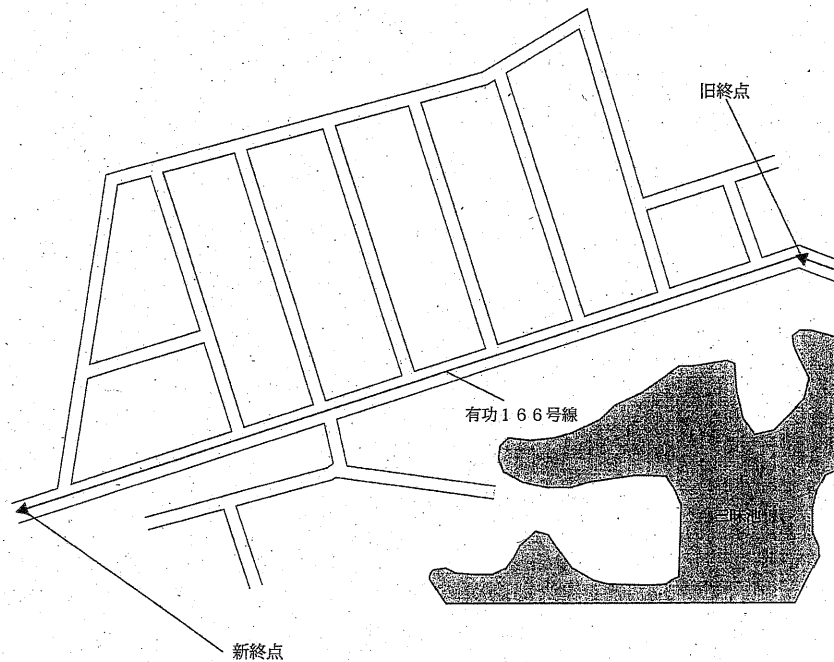
路線変更図



# 路線変更図

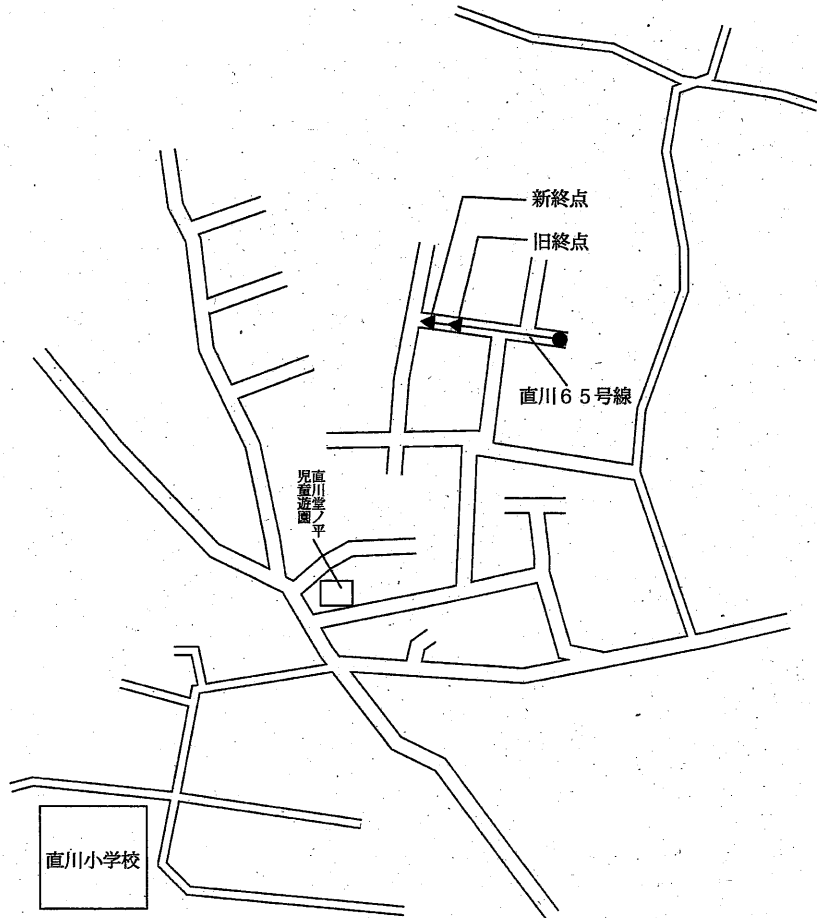


# 路線変更図

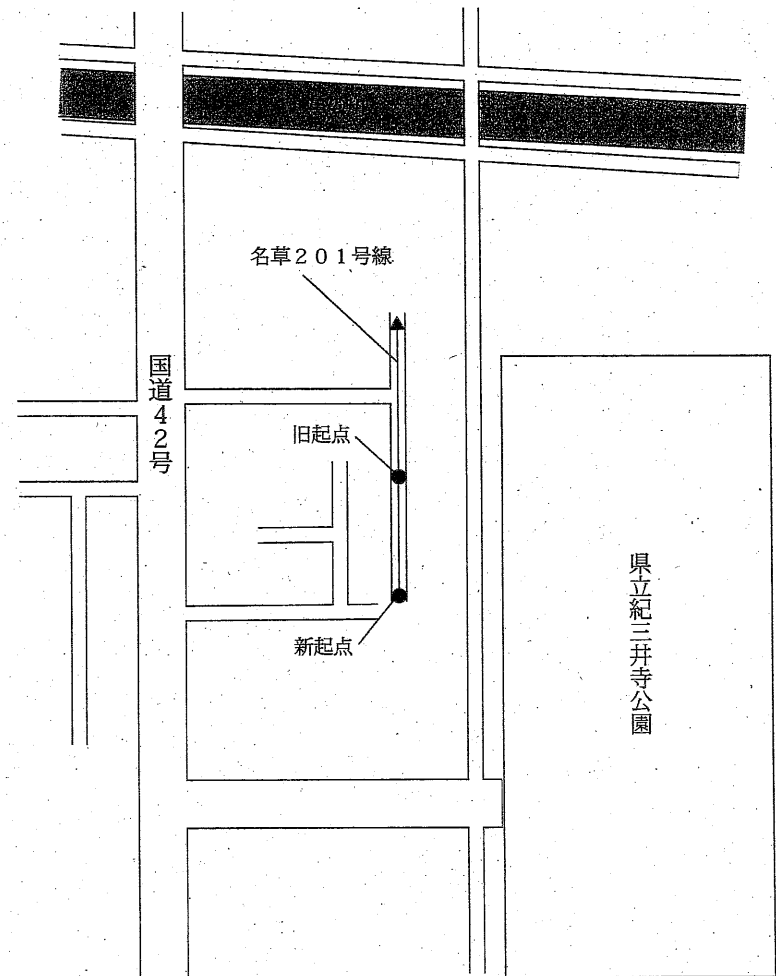




路線変更図



路線変更図



議案第9号

令和4年度和歌山市一般会計補正予算(第5号)

令和4年度和歌山市一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72,333千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ153,342,812千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月15日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正(第5号)

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		39,627,806	33,055	39,660,861
	3 国庫交付金	7,978,198	33,055	8,011,253
19 繰入金		1,857,056	39,278	1,896,334
	1 基金繰入金	1,712,688	39,278	1,751,966
歳入合計		153,270,479	72,333	153,342,812

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		74,525,415	40,976	74,566,391
	1 社会福祉費	32,007,622	9,898	32,017,520
	3 児童福祉費	20,388,912	31,078	20,419,990
5 農林水産業費		1,121,169	6,956	1,128,125
	3 水産業費	216,999	6,956	223,955
6 商工費		5,600,113	9,110	5,609,223
	2 観光費	1,031,176	9,110	1,040,286
9 教育費		8,996,561	15,291	9,011,852
	1 教育総務費	2,130,265	9,977	2,140,242
	6 社会教育費	2,094,423	5,314	2,099,737
歳出合計		153,270,479	72,333	153,342,812

議案第10号

物品購入契約について

高度救命処置用資機材の購入について、次のとおり購入契約を締結する。

令和4年9月15日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

1 契約の目的

物品の名称 高度救命処置用資機材

数 量 3セット

納入場所 和歌山市八番丁12番地  
和歌山市消防局

2 契約の相手方 神戸市中央区港島中町2丁目2番1

日本船舶薬品株式会社 神戸支店  
支店長 段 哲哉

3 契約金額 34,320,000円

4 契約方法 一般競争入札

議案第11号

令和3年度和歌山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和3年度和歌山市水道事業会計未処分利益剰余金70,550,988円を資本金に組み入れるものとする。

令和4年9月15日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

議案第12号

令和3年度和歌山市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和3年度和歌山市工業用水道事業会計未処分利益剰余金1,094,900,457円のうち515,496,453円を減債積立金に積み立て、579,404,004円を資本金に組み入れるものとする。

令和4年9月15日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

議案第13号

令和3年度和歌山市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和3年度和歌山市下水道事業会計未処分利益剰余金1,024,561,338円のうち732,987,551円を減債積立金に積み立て、835,203,175円を資本金に組み入れるものとする。

令和4年9月15日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

議案第14号

教育委員会教育長の任命について

和歌山市教育委員会教育長として次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和4年9月15日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

住 所	氏 名	生 年 月 日
	阿形博司	

議案第15号

人事委員会委員の選任について

和歌山市人事委員会委員として次の者を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

令和4年9月15日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

住 所	氏 名	生 年 月 日
	田中祥博	

議案第16号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

和歌山市固定資産評価審査委員会委員として次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

令和4年9月15日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

住 所	氏 名	生 年 月 日
	南 出 有 二	